

【公開版】

提出年月日	<u>令和4年7月15日 R1</u>
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における
新規規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

平和利用

令和3年4月28日申請

(有毒ガスおよび

第2低レベル廃棄物貯蔵系の一部の共用)

■については商業機密の観点から公開できません。

目 次

1 章 基準適合性

1. 指定の基準への適合性

1. 1 再処理の事業の目的

1. 2 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

2 章 補足説明資料

1 章 基準適合性

1. 指定の基準への適合性

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第四十四条の二では、以下の要求がされている。

(指定の基準)

第四十四条の二 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一 再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

1. 1 再処理の事業の目的

令和3年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画（補足説明資料1-12）において、核燃料サイクル政策については、我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針とし、安全確保を大前提に施設の竣工と操業に向けた準備を進めることが明確化されている。この政府の方針に基づいて、当社で行う再処理の事業は、エネルギー資源の乏しい我が国にとって大きな意義がある。

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」では、使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な資金を安定的に確保できるよう、拠出金制度及び認可法人制度の創設を明確化するとともに、使用済燃料再処理等実施中期計画の策定等について規定している（補足説明資料1-1）。また、使用済燃料再処理等実施中期計画は、同法の規定により、使用済燃料再処理機構が定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないとされている（補足説明資料1-1）。なお、同法の附帯決議において、経済

産業大臣が認可する際には、原子力委員会の意見を聴くものとされている（補足説明資料1-2）。

当社の再処理の事業は、使用済燃料から回収されるウラン及びプルトニウムを原子炉の燃料として平和の目的に利用するため、国内の原子力発電所で生じる使用済燃料を再処理するものであり、さらに、使用済燃料に含まれる放射性廃棄物を適切に管理及び貯蔵することを目的とした原子燃料サイクルの要となる事業である（補足説明資料1-10）。

以上のことを踏まえ、当社は、引き続き従来どおり、「原子力基本法」にのっとり、厳に平和利用に限り再処理事業を行う。また、当社が行う再処理事業は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に基づき使用済燃料再処理機構が行う業務の一部が委託されたものであり、使用済燃料再処理機構と当社において締結した使用済燃料再処理役務委託契約に基づき実施するものである。その実施においては、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第45条第1項（補足説明資料1-1）に基づいて策定される使用済燃料再処理等実施中期計画に基づく（補足説明資料1-3、補足説明資料1-4）とともに、平成30年7月に原子力委員会決定された「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（補足説明資料1-5）を踏まえるものとする。

このような目的に沿って、安全性を最優先とし、再処理施設を建設運営するとともに国際約束の実施のために必要な措置を講ずることにより、再処理の事業の確立を図る。

再処理事業に係る関係者の関係図を補足説明資料1-6に示す。また、使用済燃料再処理機構との再処理役務契約に基づく業務内容を補足説明資料1-8に示す。

【補足説明資料1-1】

【補足説明資料 1 - 2】

【補足説明資料 1 - 3】

【補足説明資料 1 - 4】

【補足説明資料 1 - 5】

【補足説明資料 1 - 6】

【補足説明資料 1 - 8】

【補足説明資料 1 - 1 0】

【補足説明資料 1 - 1 2】

1. 2 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

使用済燃料から分離されたウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物は、原子炉の燃料として平和の目的に限り利用するために、使用済燃料再処理機構との使用済燃料再処理役務委託契約に基づき特定実用発電用原子炉設置者に引渡す。

引渡しは再処理施設において行うが、具体的な方法については特定実用発電用原子炉設置者と協議を行う。また、引渡しを行うまでの間再処理施設において一時保管する（補足説明資料 1 - 9，補足説明資料 1 - 1 1）。

なお、特定実用発電用原子炉設置者とは、「原子炉等規制法」第43条の3の5第2項第8号に掲げる使用済燃料の処分の方法として再処理する旨を記載して同条第1項の許可を受けた実用発電用原子炉の設置者をいう（補足説明資料 1 - 7）。

【補足説明資料 1 - 7】

【補足説明資料 1 - 9】

【補足説明資料 1 - 1 1】

2 章 補足説明資料

平和利用

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(抜粋)	2022/7/15	0	既許可から変更なし
補足説明資料1-2	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抜粋)	2022/7/15	0	既許可から変更なし
補足説明資料1-3	使用済燃料再処理等実施中期計画	<u>2022/7/11</u>	<u>0</u>	
補足説明資料1-4	使用済燃料再処理等実施中期計画の解釈	<u>2022/7/11</u>	<u>0</u>	
補足説明資料1-5	我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方	2022/7/15	0	既許可から変更なし
補足説明資料1-6	再処理事業に係る関係者の関係図	2022/7/15	0	既許可から変更なし
補足説明資料1-7	原子炉等規制法(抜粋)	2022/7/15	0	既許可から変更なし
補足説明資料1-8	再処理役務契約における業務の範囲	2022/7/15	0	既許可から変更なし
補足説明資料1-9	再処理役務契約における回収物質の引渡し	2022/7/15	0	既許可から変更なし
補足説明資料1-10	回収されるウラン及びプルトニウムの利用目的について	<u>2022/7/11</u>	<u>0</u>	
補足説明資料1-11	使用済燃料再処理役務委託契約に係る三者間覚書	<u>2022/7/15</u>	1	<u>2022年7月1日現在の最新版へ見直すとともに、変更の影響を記載</u>
補足説明資料1-12	<u>エネルギー基本計画改定の影響</u>	<u>2022/7/15</u>	1	<u>エネルギー基本計画の抜粋版に加え、改定の影響について記載</u>

補足説明資料 1-1

平成十七年法律第四十八号

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（抜粋）

第五節 業務

（業務）

第四十一条 機構は、第十条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 使用済燃料の再処理等を行うこと。
- 二 拠出金を収納すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第四十二条 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、原子炉等規制法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者その他政令で定める者に対し、前条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の一部を委託することができる。

（業務の運営）

第四十三条 機構は、第四十一条に規定する業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うよう努めなければならない。

（業務方法書）

第四十四条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務方法書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。

(使用済燃料再処理等実施中期計画)

第四十五条 機構は、業務開始の際、使用済燃料の再処理等の実施時期その他の経済産業省令で定める事項について使用済燃料の再処理等の実施に関する中期的な計画（次項及び第三項において「使用済燃料再処理等実施中期計画」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その計画の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る使用済燃料再処理等実施中期計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 当該使用済燃料再処理等実施中期計画に係る使用済燃料の再処理等が適切かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該使用済燃料再処理等実施中期計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

3 経済産業大臣は、使用済燃料再処理等実施中期計画が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、機構に対してその使用済燃料再処理等実施中期計画を変更すべきことを命じなければならない。

4 機構は、第一項の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(報告又は資料の提出の請求)

第四十六条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、特定実用発電用原子炉設置者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた特定実用発電用原子炉設置者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

補足説明資料 1-2

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十八年五月十日
参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 核燃料サイクル政策は、今後の原子力発電所の稼働量、再処理施設の稼働時期、技術革新、国際情勢等と密接に関係しており、事業期間も長期にわたるため、将来の状況の変化に適切に対応できるよう柔軟性を確保すること。そのため、将来において状況が変化し、政策の見直しが必要となるような場合には、国として責任を持って、本法についても見直しを検討し、必要な措置を講ずること。

また、本法附則第十六条の規定に基づき見直しに当たっては、政府答弁や附帯決議を踏まえて行うこと。

二 核燃料サイクル政策の将来における幅広い選択肢を確保する観点、さらに、既に発生している研究炉の使用済燃料や福島第一原子力発電所の使用済燃料対策の観点から、使用済燃料の直接処分や暫定保管を可能とするための技術開発や必要な措置など、多様なオプションの検討を進めること。

三 プルトニウムの需給バランスに関して、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持するとともに、原子力事業者に対して、この原則を認識した上で再処理を実施するよう指導すること。

使用済燃料再処理機構が策定する再処理等事業の実施中期計画を認可する際には、この原則に反する実施中期計画は認可しないものとするとともに、原子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から、原子力委員会の意見を聴き、その意見を十分に斟酌して認可の適否を判断すること。

なお、本法の対象とならない海外に保管中のプルトニウムについて、原子力事業者が発生者責任を果たせない場合においても、所要の措置を講ずること。

四 再処理等事業が及ぼす影響は、地域振興から国際安全保障に至るまで幅広いため、その推進に際しては、事業を総合的・大局的な観点から評価する仕組みを構築すること。

五 使用済燃料の貯蔵能力の強化や高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定を巡る課題の解決に向け、国の責任と役割をより一層明確にしながら的確に対応すること。

また、使用済燃料の安全な貯蔵は、短期的のみならず、中長期的にも必要なものであり、国の積極的かつ責任ある関与の下、乾式貯蔵施設等による中間貯蔵能力の拡大を進めるものとする。

六 安全確保を大前提に、再処理等事業を適切かつ効率的に進めていくためには、これまで蓄積されてきた再処理等に係る人材・技術等を散逸させることなく最大限に活用することが不可欠であることを踏まえ、再処理等の現業を担う再処理事業者に対する認可法人による管理・監督等に当たっては、適切な安全管理はもとより、民間企業の自主性に配慮し活力発揮を損なうことのないよう留意すること。

七 使用済燃料の再処理等を進めるに当たっては、青森県、六ヶ所村など立地自治体等関係者の理解と協力が不可欠であることに鑑み、今後とも再処理等事業が、再処理事業者等の主体性を尊重しつつ、これら立地自治体等関係者との信頼関係の下で、円滑かつ連携して進められるよう留意すること。

八 電力システム改革以降の競争の進展や原発依存度の低減など新たな環境下においても、原子力事業者が、必要な人材・技術を維持しながら、今後国内において増加する廃炉の安全かつ確実な実施や新規制基準へ

の対応、使用済燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対処が可能となるよう、事業環境の整備について、更に検討を行い、必要な措置を講ずること。

特に、原子力損害賠償制度について、これまでの附帯決議等を踏まえ、国と事業者の責任分担や発災事業者とその他の原子力事業者との間の負担の在り方等を含め、速やかに検討を行い必要な措置を講ずること。

九 使用済燃料の再処理等に要する費用については、再処理等の適正な実施が図られるよう検討し、その積算に係る具体的な考え方と根拠を明らかにするとともに、適時その検証を行うこと。

なお、原子力事業者における事業環境の変化等の個別事情も十分踏まえて、納付方法の変更等に可能な限り柔軟に対応すること。

また、認可法人の事業計画書や業務方法書の記載については、使用済燃料の再処理等の実施及び拠出金の収納等の業務に関する事項のほか、財務に関する事項、安全対策に関する事項及び立地自治体との協力に関する事項を含めること。

右決議する。

令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 1-3

使用済燃料再処理等実施中期計画

2022年3月29日

使用済燃料再処理機構は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（以下「法」という。）に基づき策定した使用済燃料再処理等実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）に沿って、業務を遂行する。その遂行にあたっては、再処理等の事業の安全の確保を最優先とし、着実かつ効率的に進めていくものとする。

一 再処理の実施時期、実施場所及び再処理を行う使用済燃料の量

再処理は、再処理事業者¹である日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）に業務委託²し、同社の六ヶ所再処理施設にて実施する。

再処理を行う使用済燃料の量については、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（原子力委員会決定）³の趣旨も踏まえ、下表のとおり計画する。

年度	2022	2023	2024
再処理を行う 使用済燃料の量 (tU)	0	70	170
(参考) プルトニウム回収見込量 (tPut)	0	0.6	1.4

(参考) 2025、2026年度の再処理を行う使用済燃料の量（プルトニウム回収見込量）の見通し
 ・2025年度：140tU (1.1tPut)
 ・2026年度：240tU (2.0tPut)

二 再処理関連加工の実施時期、実施場所及び再処理関連加工を行うプルトニウムの量

再処理関連加工（ウラン及びプルトニウムの混合酸化物燃料加工）は、加工事業者⁴である日本原燃に業務委託⁵し、同社の六ヶ所MOX燃料加工施設にて実施する。

再処理関連加工を行うプルトニウムの量については、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」の趣旨も踏まえ、下表のとおり計画する。

1 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）第44条に規定する再処理事業者を指す。

2 法第42条に基づき2016年10月に経済産業大臣の認可を取得。

3 平成30年7月31日 原子力委員会決定。

4 原子炉等規制法第13条に規定する加工事業者を指す。

5 法第42条に基づき2021年6月に経済産業大臣の認可を取得。

年度	2022	2023	2024
再処理関連加工を行う プルトニウムの量 ^{*1, *2} (tPut)	0	0	0

(参考) 2025、2026年度の再処理関連加工を行うプルトニウムの量の見通し^{*1}

- ・2025年度：0.6tPut
- ・2026年度：1.4tPut

- *1 2025年度及び2026年度の値は、それぞれ2023年度の再処理量70tU及び2024年度の再処理量170tUから得られるプルトニウム回収見込量としている。各年度の実際の加工量は、電気事業者と日本原燃において加工体数を踏まえた加工プルトニウム量を具体化した際、その時点の実施中期計画に適切に反映する。
- *2 六ヶ所再処理施設のアクティブ試験で回収されたプルトニウムについては、*1の具体化とあわせて実施中期計画に反映する。

三 その他再処理等の実施に関すること

再処理に伴い分離された放射性廃棄物及び操業に伴い発生した放射性廃棄物については、今後発生する廃棄物を含めて、日本原燃の六ヶ所再処理施設にて、最終的な処分に向けて搬出されるまで、適切に貯蔵・管理を行う。

海外から返還された放射性廃棄物については、日本原燃の廃棄物貯蔵管理施設にて、最終的な処分に向けて搬出されるまで、冷却に必要な30～50年間の貯蔵・管理を引き続き適切に行っていく。また、今後返還される廃棄物についても、同施設にて、最終的な処分に向けて搬出されるまで、適切に貯蔵・管理する。

一、二、三に係る施設の廃止措置に関しては、原子炉等規制法に基づき日本原燃が作成し、公表する廃止措置実施方針を踏まえ、施設の操業終了後に着手することとしている。

以上

令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 1-4

使用済燃料再処理等実施中期計画の解釈

一 再処理の実施時期、実施場所及び再処理を行う使用済燃料の量

- ① 再処理は、再処理事業者である日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）に業務委託し、同社の六ヶ所再処理施設にて実施する。
- ② 再処理を行う使用済燃料の量については、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（原子力委員会決定）の趣旨も踏まえ、下表のとおり計画する。

年度	2022	2023	2024
再処理を行う 使用済燃料の量 (tU)	0	70	170
(参考) プルトニウム回収見込量 (tPut)	0	0.6	1.4

(参考) 2025、2026年度の再処理を行う使用済燃料の量（プルトニウム回収見込量）の見通し
・2025年度：140tU (1.1tPut)
・2026年度：240tU (2.0tPut)

【解釈】

- ① 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第四十二条の定めにより、使用済燃料再処理機構は、経済産業大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（これに附随する業務を含む。）である使用済燃料の再処理を、原子炉等規制法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者その他政令で定める者として当社に委託し、当社の再処理施設にて実施するものと認識している。
- ② 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第四十五条第一項前段の規定を受け、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則」第十二条において、使用済燃料再処理等実施中期計画（以下、計画という。）には、「再処理の実施時期、実施場所及び再処理を行う使用済燃料の量」を記載することとされている。これらに基づき、使用済燃料再処理機構は、利用目的のないプルトニウムは保持しないという我が国の原則の下、「再処理の実施時期、実施場所及び再処理を行う使用済燃料の量」を記載した計画を策定し、経済産業大臣の認可を得たものと認識している。

補足説明資料 1-5

我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方

平成30年7月31日
原子力委員会決定

我が国の原子力利用は、原子力基本法にのっとり、「利用目的のないプルトニウムは持たない」という原則を堅持し、厳に平和の目的に限り行われてきた。我が国は、我が国のみならず最近の世界的な原子力利用をめぐる状況を俯瞰し、プルトニウム利用を進めるに当たっては、国際社会と連携し、核不拡散の観点も重要視し、平和利用に係る透明性を高めるため、下記方針に沿って取り組むこととする。

記

我が国は、上記の考え方に基づき、プルトニウム保有量を減少させる。プルトニウム保有量は、以下の措置の実現に基づき、現在の水準を超えることはない。

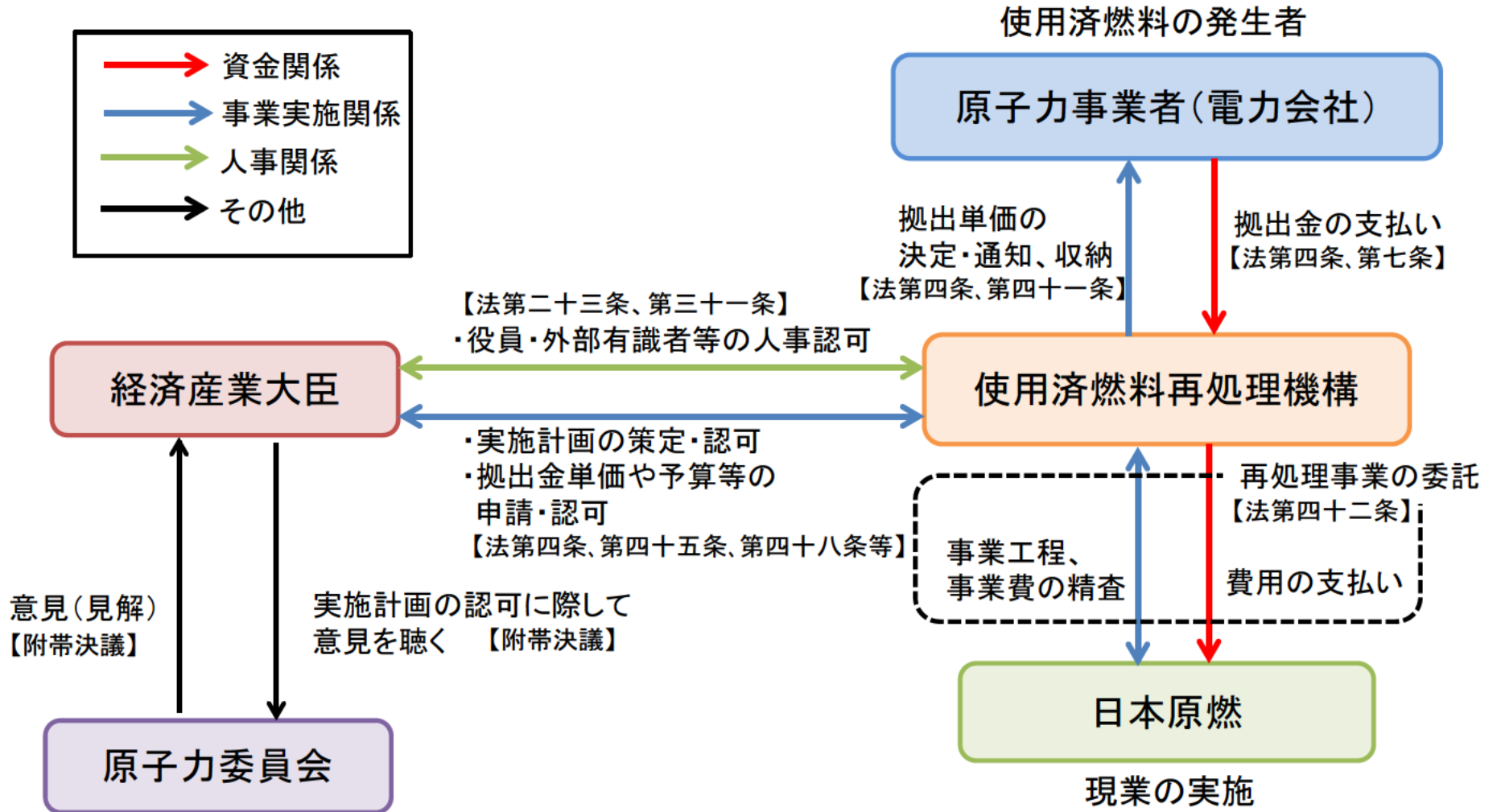
1. 再処理等の計画の認可（再処理等拠出金法）に当たっては、六ヶ所再処理工場、MOX燃料加工工場及びプルサーマルの稼働状況に応じて、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う。その上で、生産されたMOX燃料については、事業者により時宜を失わずに確実に消費されるよう指導し、それを確認する。
2. プルトニウムの需給バランスを確保し、再処理から照射までのプルトニウム保有量を必要最小限とし、再処理工場等の適切な運転に必要な水準まで減少させるため、事業者に必要な指導を行い、実現に取り組む。
3. 事業者間の連携・協力を促すこと等により、海外保有分のプルトニウムの着実な削減に取り組む。
4. 研究開発に利用されるプルトニウムについては、情勢の変化によって機動的に対応することとしつつ、当面の使用方針が明確でない場合には、その利用又は処分等の在り方について全てのオプションを検討する。
5. 使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を着実に実施する。

加えて、透明性を高める観点から、今後、電気事業者及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)は、プルトニウムの所有者、所有量及び利用目的を記載した利用計画を改めて策定した上で、毎年度公表していくこととする。

※六ヶ所再処理工場は2021年度上期、MOX燃料加工工場は2022年度上期に竣工を計画。

補足説明資料 1-6

事業実施の全体像のイメージ



【法】: 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律

【附帯決議】: 第190回国会 附帯決議 (経済産業委員会 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議)

補足説明資料 1-7

昭和三十二年法律第百六十六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抜粋）

第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数

四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六 発電用原子炉施設の工事計画

七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分の方法

九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十 発電

補足説明資料 1-8

再処理役務契約における業務の範囲

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第1条においては、「発電に関する原子力の適正な利用に資するため、使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な措置を講ずる」ことが定められており、当社は、同法第42条に基づき使用済燃料再処理機構より使用済燃料の再処理を受託している。

使用済燃料再処理機構との間で締結している再処理役務契約においては、同法の主旨を踏まえ、燃料の再処理、回収物質の引渡し、高レベル廃液のガラス固化等の当社業務範囲が明確に規定されており、当社は、当該範囲内において再処理等の役務を提供する。

また、再処理役務の提供にあたっては、再処理役務契約に規定される計量方法や回収物質の仕様等に従うこととなり、それら計量・検査にあたっては、委託者である使用済燃料再処理機構や回収物質の引渡しを受ける特定実用発電用原子炉設置者が立ち会うことができるとともに、使用済燃料再処理機構や特定実用発電用原子炉設置者は、当社が役務の実施結果として提出する報告書について、その内容を確認している。

以上から、当社の再処理事業が平和の目的に利用するものであることは明らかである。

以 上

補足説明資料 1-9

再処理役務契約における回収物質の引渡し

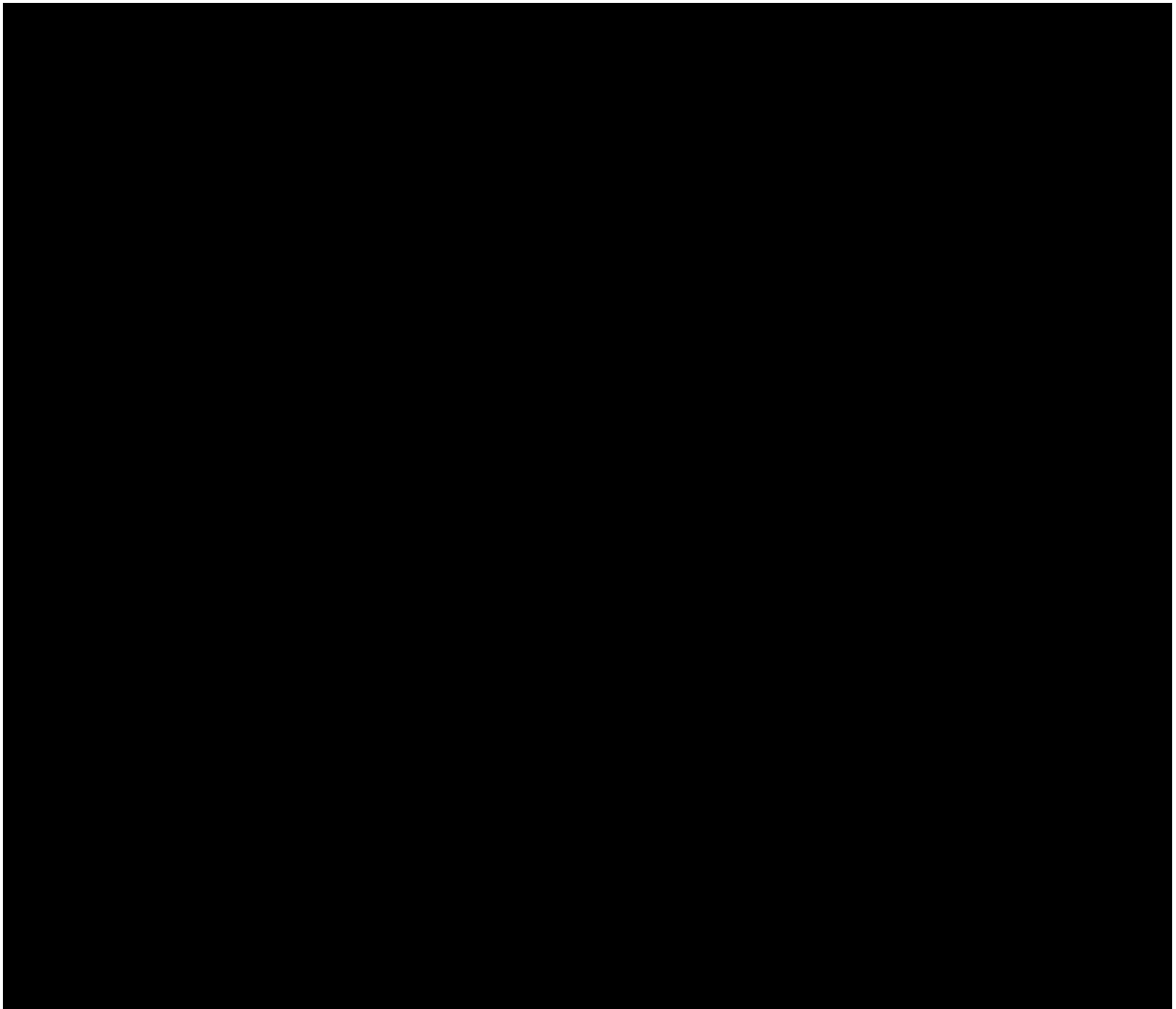
当社は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第 42 条に基づき使用済燃料再処理機構より使用済燃料の再処理を受託している。

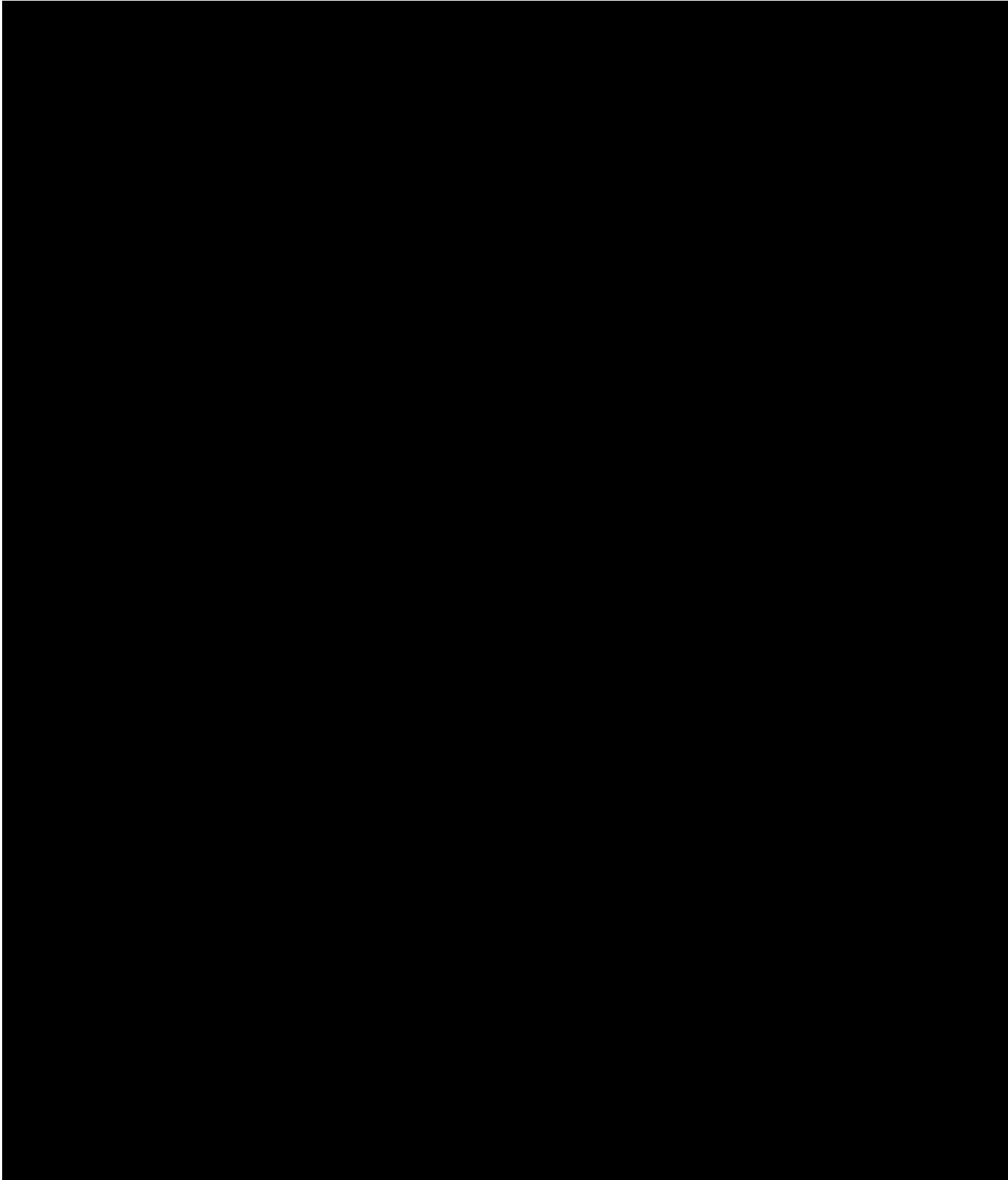
本契約において、回収物質の引渡しに関して以下のとおり規定している。

なお、本資料ではウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物を「回収物質」という。また、ウラン・プルトニウム混合酸化物を「MOX 粉末」という。

(回収物質の引渡し)

当社から特定実用発電用原子炉設置者への回収物質の引渡しは、再処理施設において行われるものとし、引渡しの方法については、当社、特定実用発電用原子炉設置者で別途協議するものとする。





以上

補-1-9-2

補足説明資料 1-10

回収されるウラン及びプルトニウムの利用目的について

再処理事業指定申請書 添付書類一「再処理の事業の目的に関する説明書」において、「当社の再処理の事業は、使用済燃料から回収されるウラン及びプルトニウムを原子炉の燃料として利用する“等”の平和の目的に利用する」旨が記しているが、以下の理由により、令和2年3月13日に実施した事業変更許可申請に係る一部補正において“等”の記載を削除した。

“等”の記載については、再処理事業指定（平成4年12月24日）の段階から記載されている。

当時の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画では、使用済燃料は再処理し、プルトニウム及び回収ウランを利用していくことの考え方「再処理-リサイクル路線」を基本として、これに沿って着実かつ、段階的に開発努力を積み重ねることとすること及び使用済燃料の再処理により得られるプルトニウムは、高速増殖炉で利用することを基本とするが、できる限り早期に軽水炉及び新型転換炉において一定規模でのプルトニウム利用を進めるとしていた。

したがって、当社事業において回収したプルトニウムは、原子力研究開発機構の高速増殖炉等の研究開発用にも用いられる可能性があったことから“等”を記載していたものである。

現在のエネルギー基本計画においても高速炉開発に取り組んでいくことが明記されており、引き続き当社事業において回収したプルトニウムが研究開発用に用いられる可能性はあるものの、現状、研究開発を目的としたプルトニウムの具体的な搬出先を明記できないこと、さらに、仮に回収したプルトニウムを当社MOX工場以外に搬出する場合、搬出に伴う設備対応が必要となり、これに伴う事業変更許可申請が必要になると考えられる。したがって、本変更において“等”を記載している理由はなく、今回の事業変更許可申請から“等”を削除することを判断したものである。

以上

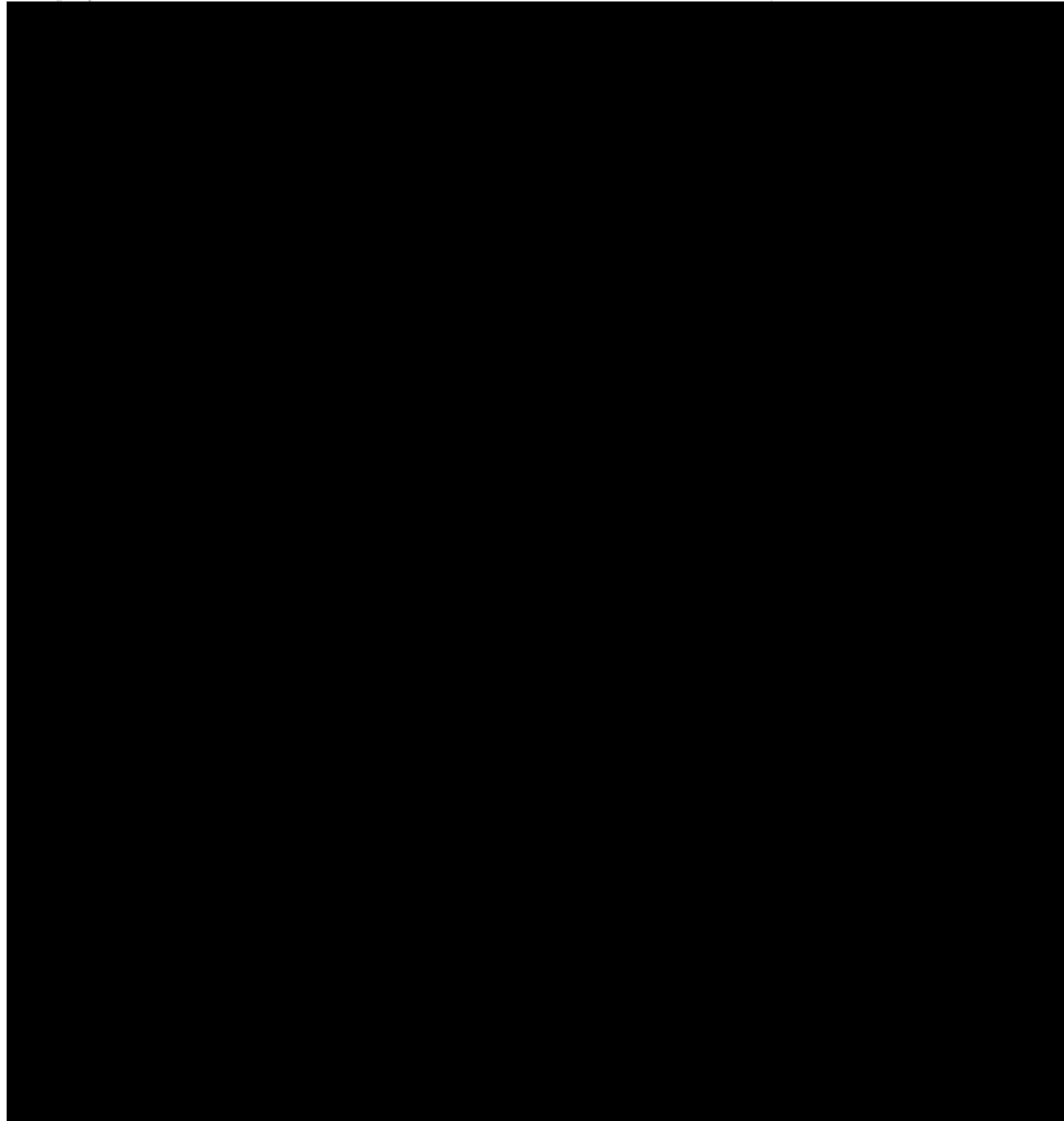
補足説明資料 1-11

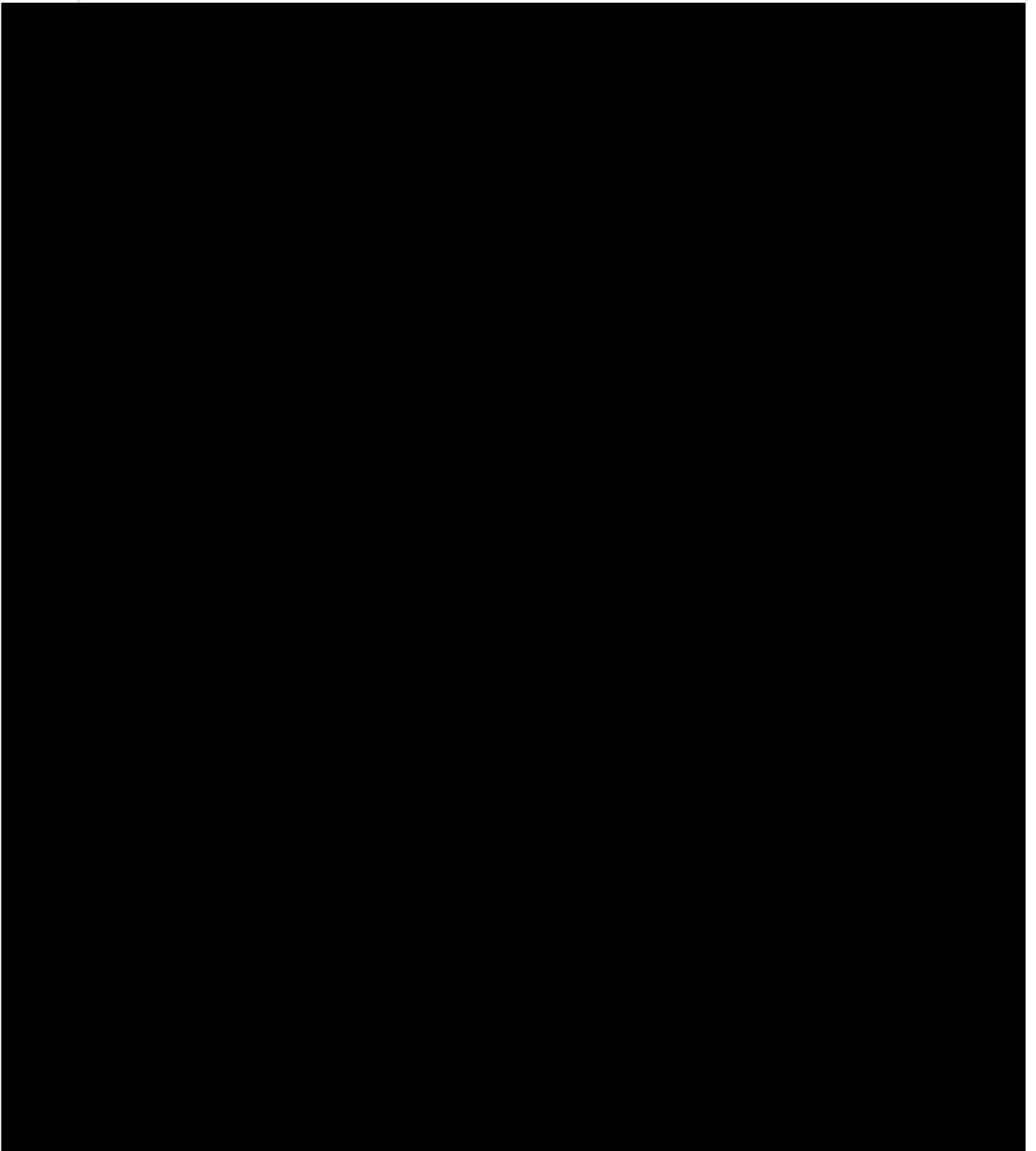
(契約書変更箇所)

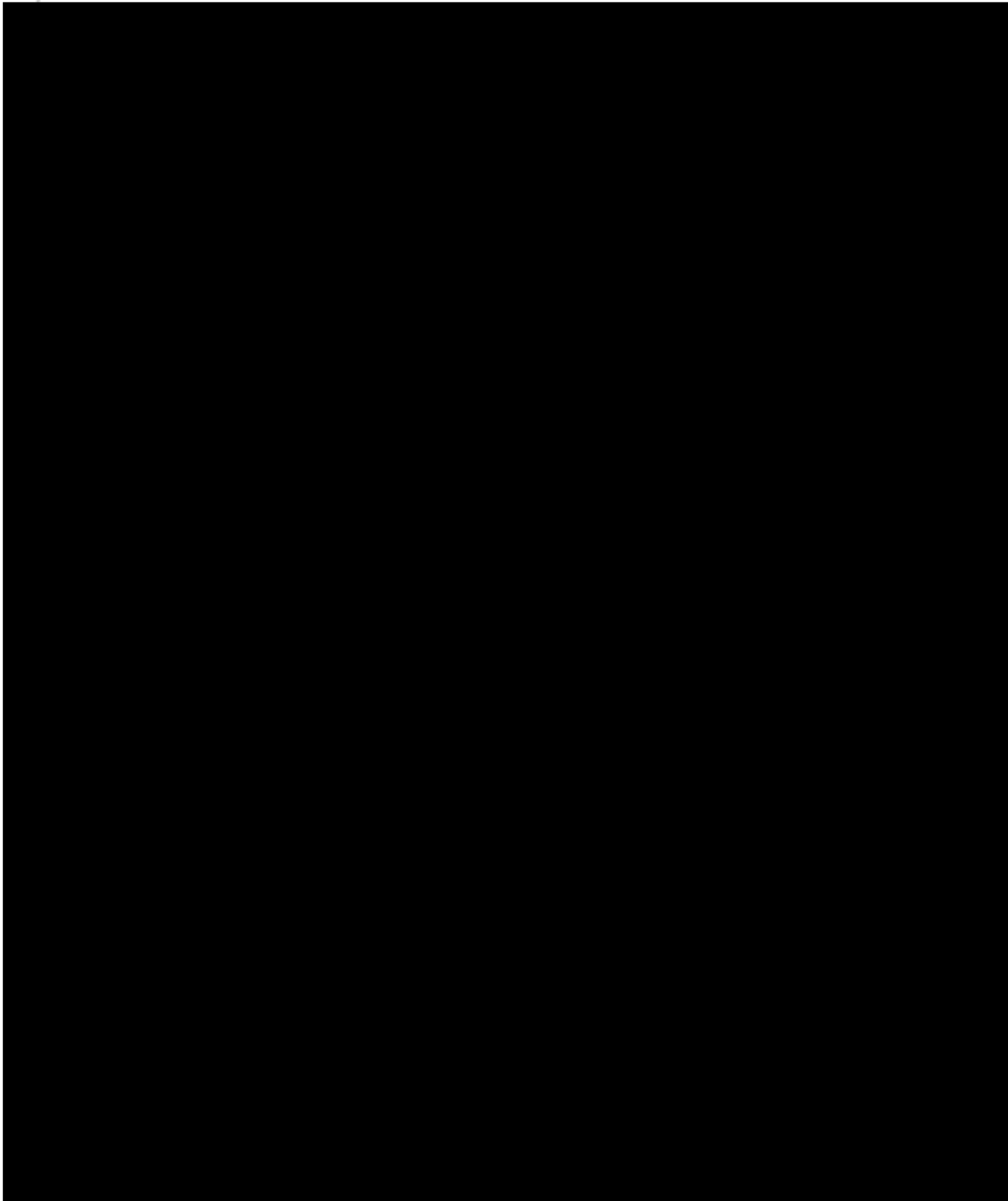
条文	内容

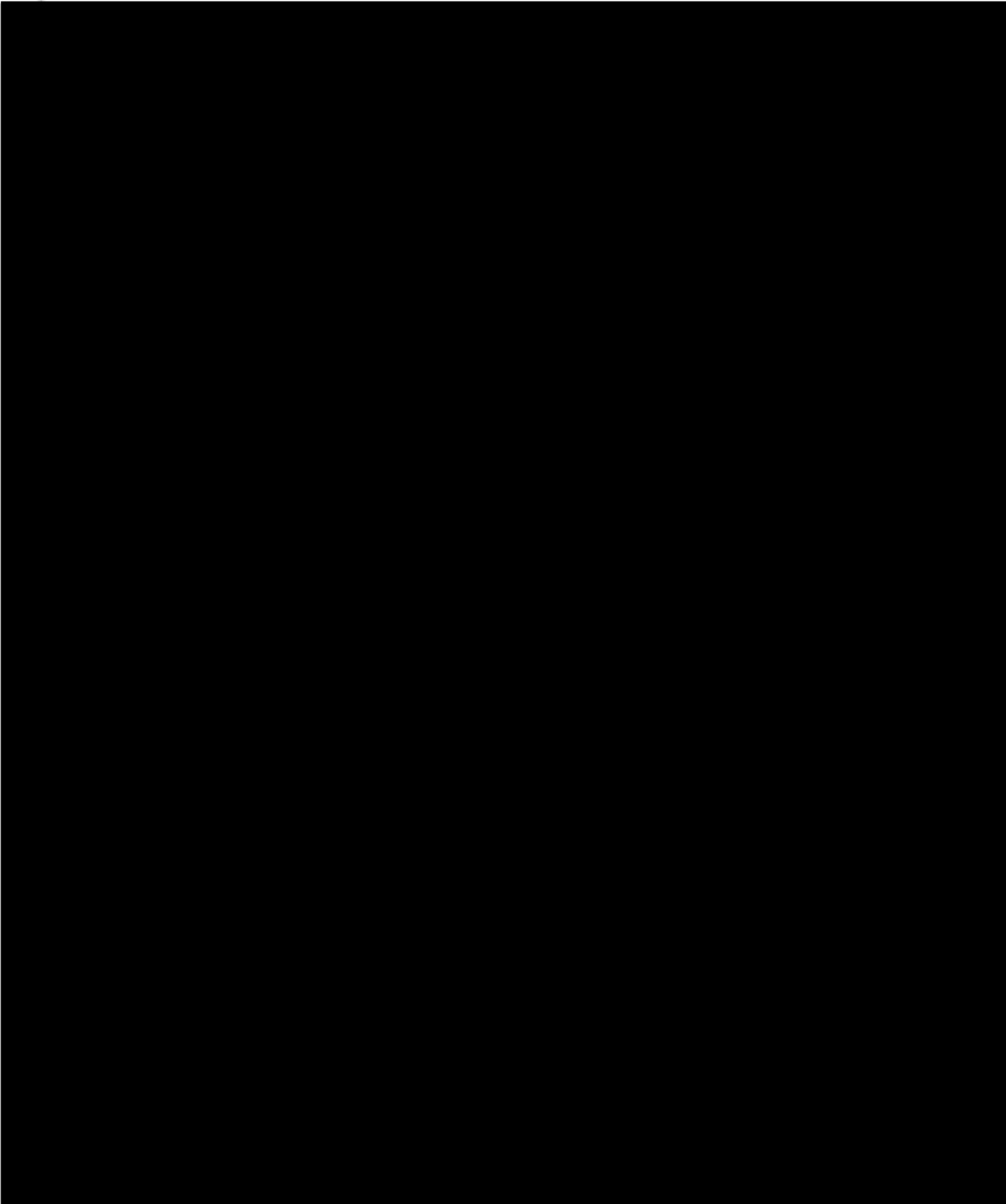
- ▶ 第 23 条および第 23 条の 2 については、ウラン酸化物およびウラン・プルトニウム混合酸化物の引渡しに関する詳細化のための見直しであり、平和利用に影響を与えるものではない。
- ▶ 第 23 条および第 23 条の 2 以外の条文については、一般的な商務条件の変更等であり、平和利用に影響を与えるものではない。

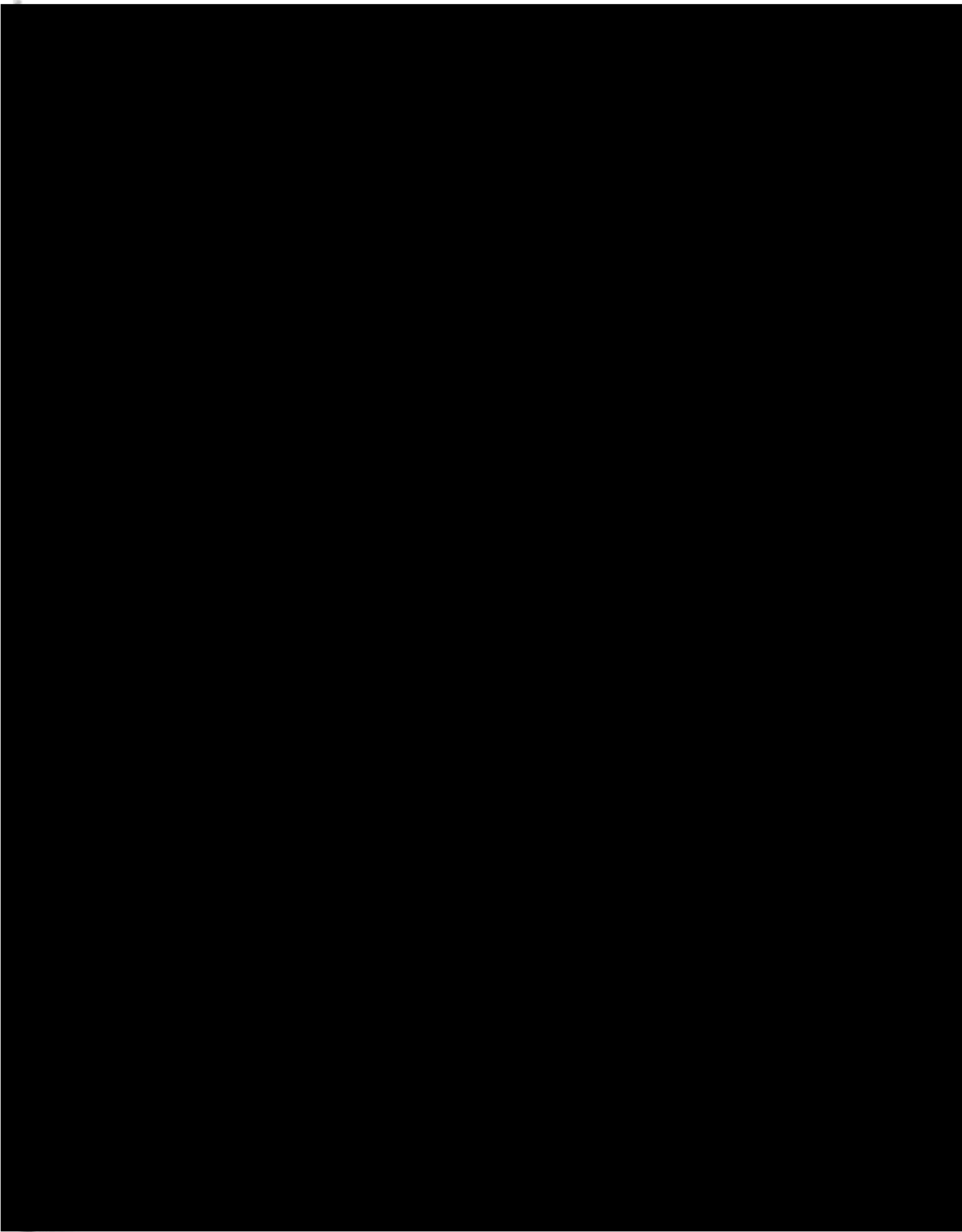
使用済燃料再処理役務委託契約に係る三者間覚書

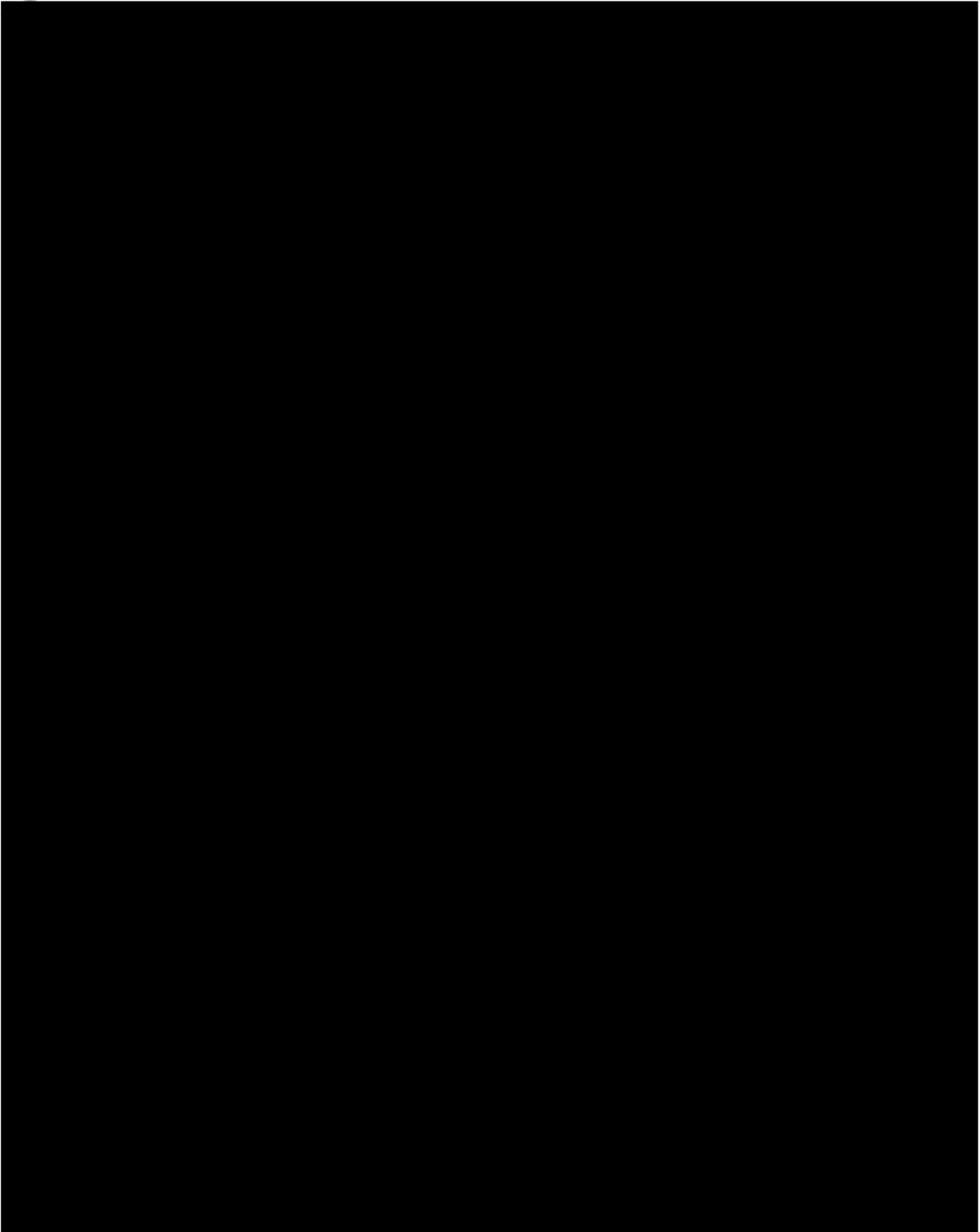


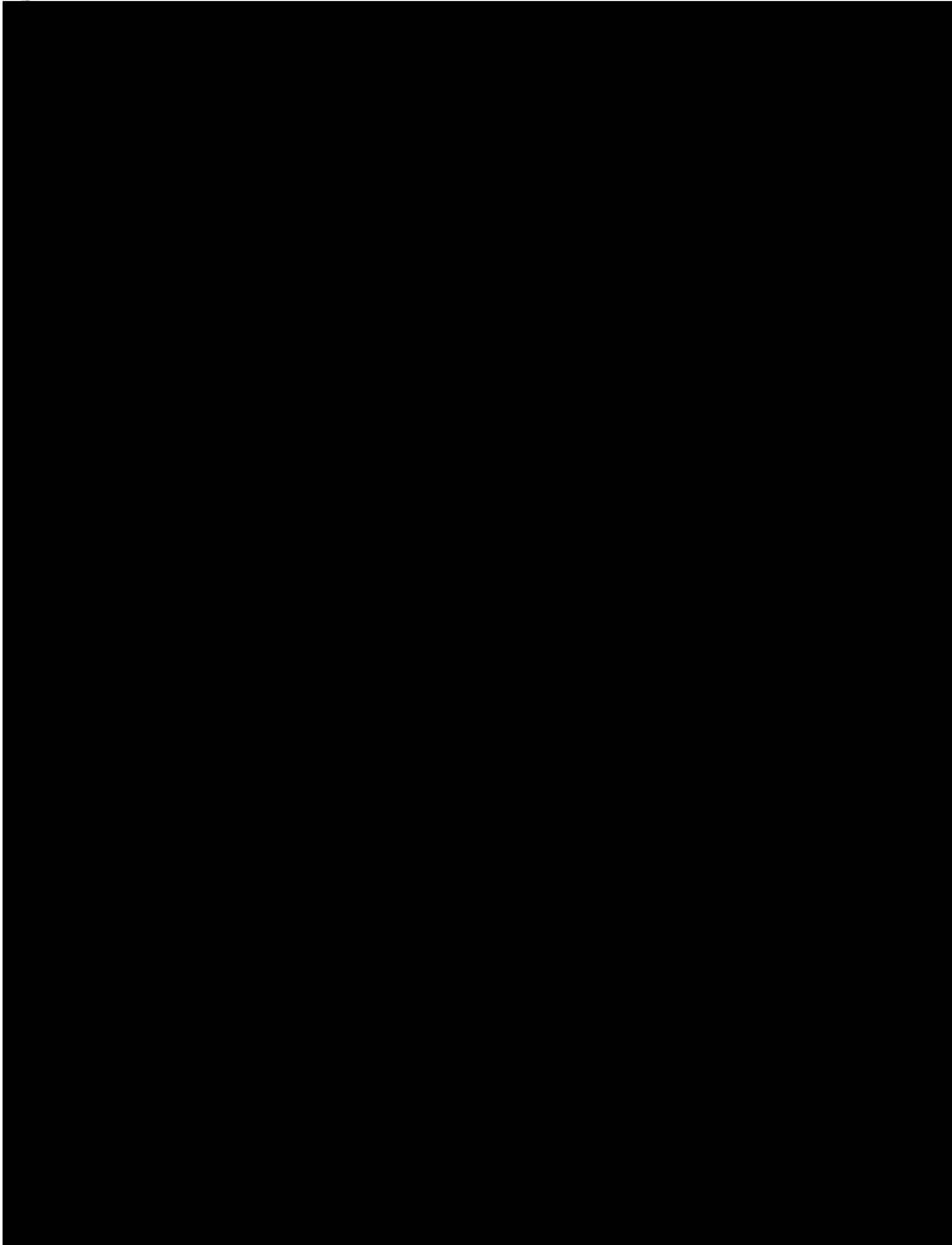


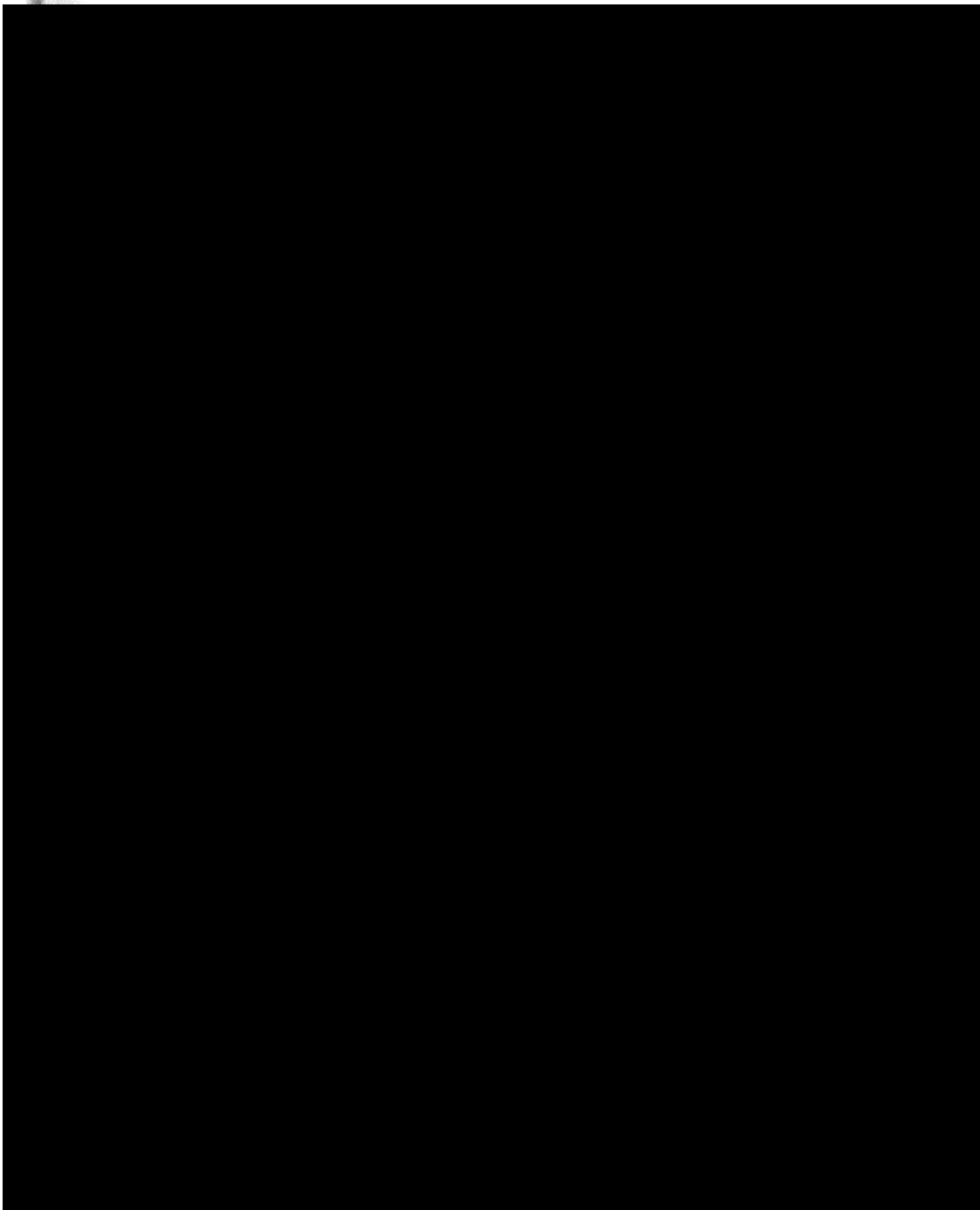


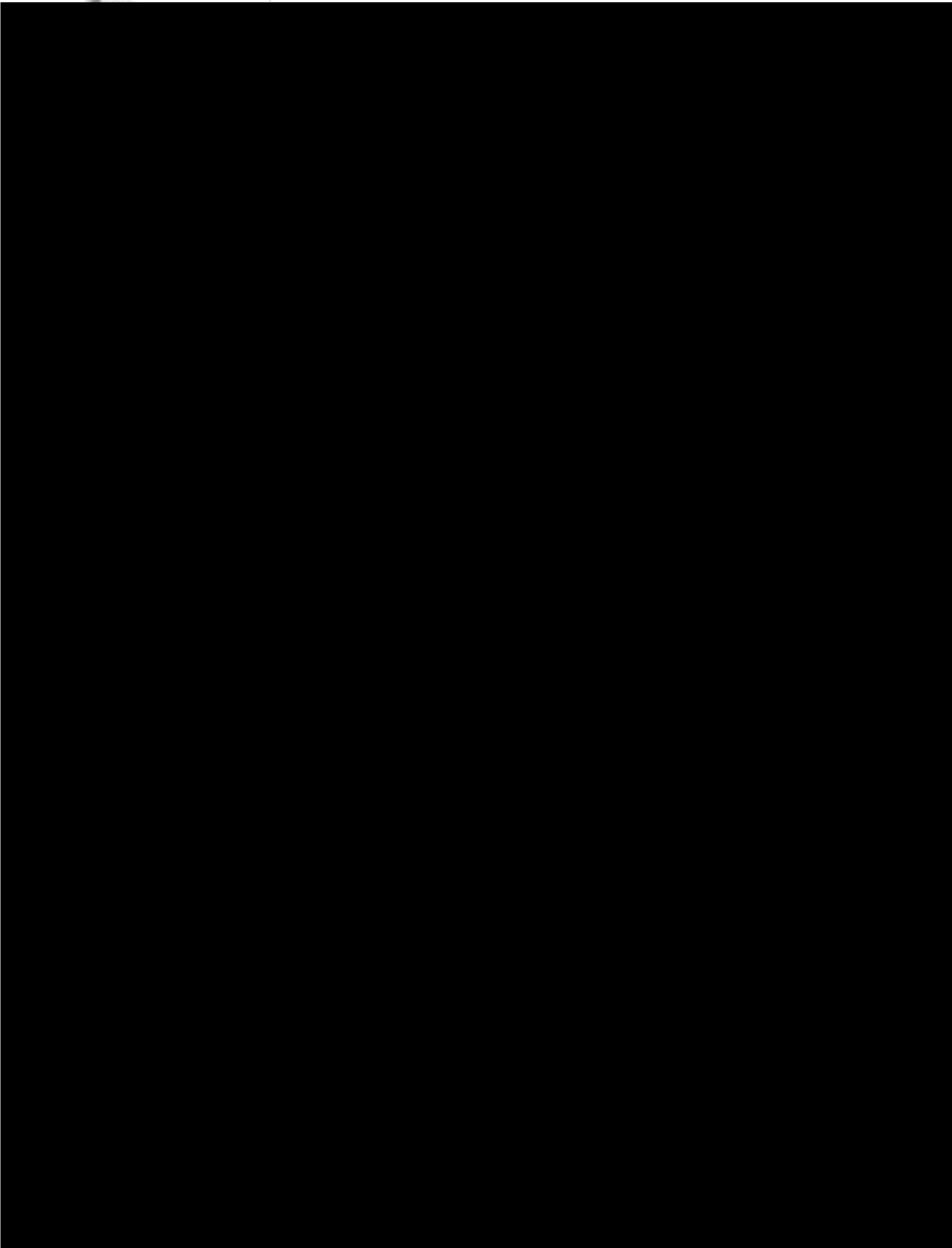


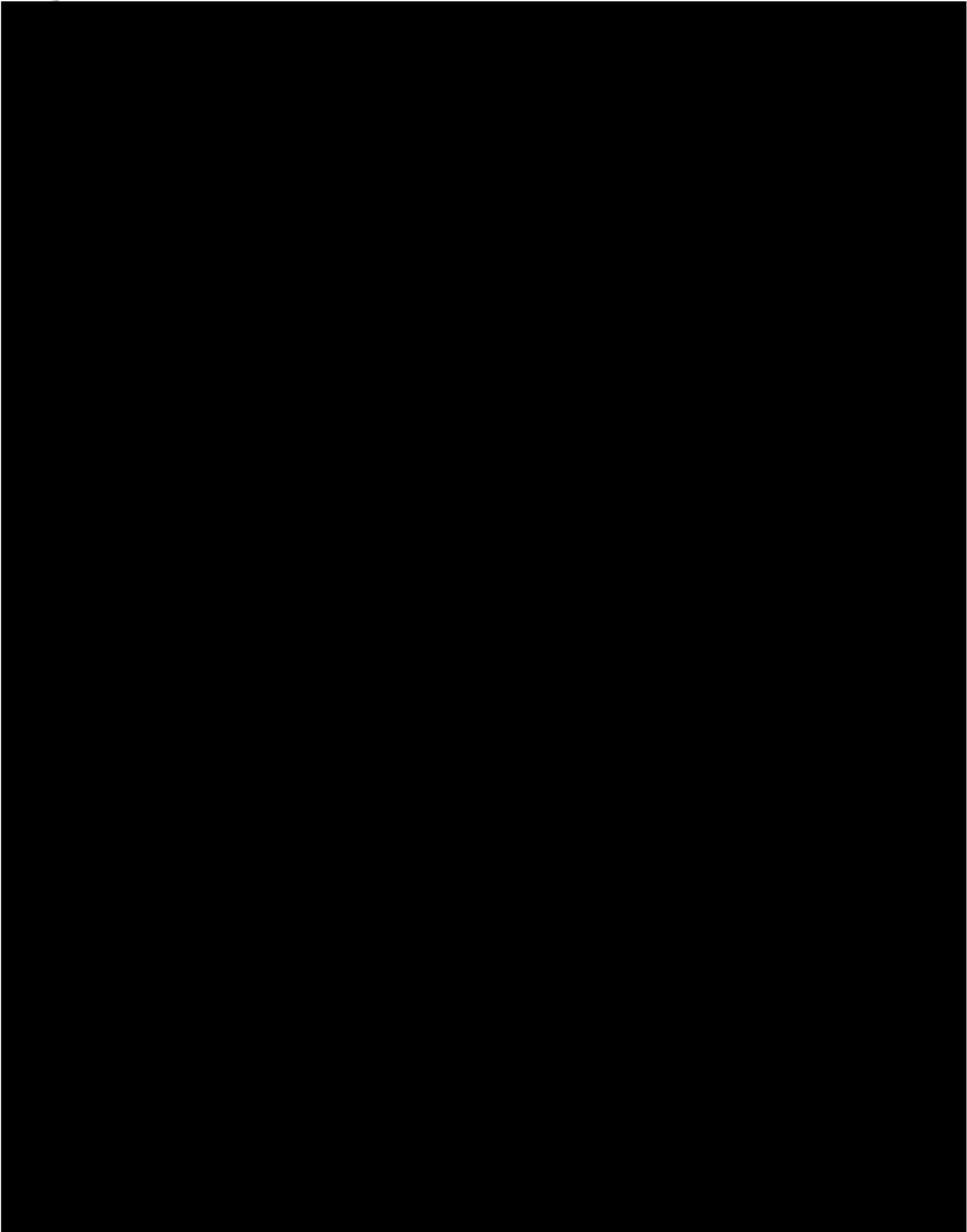


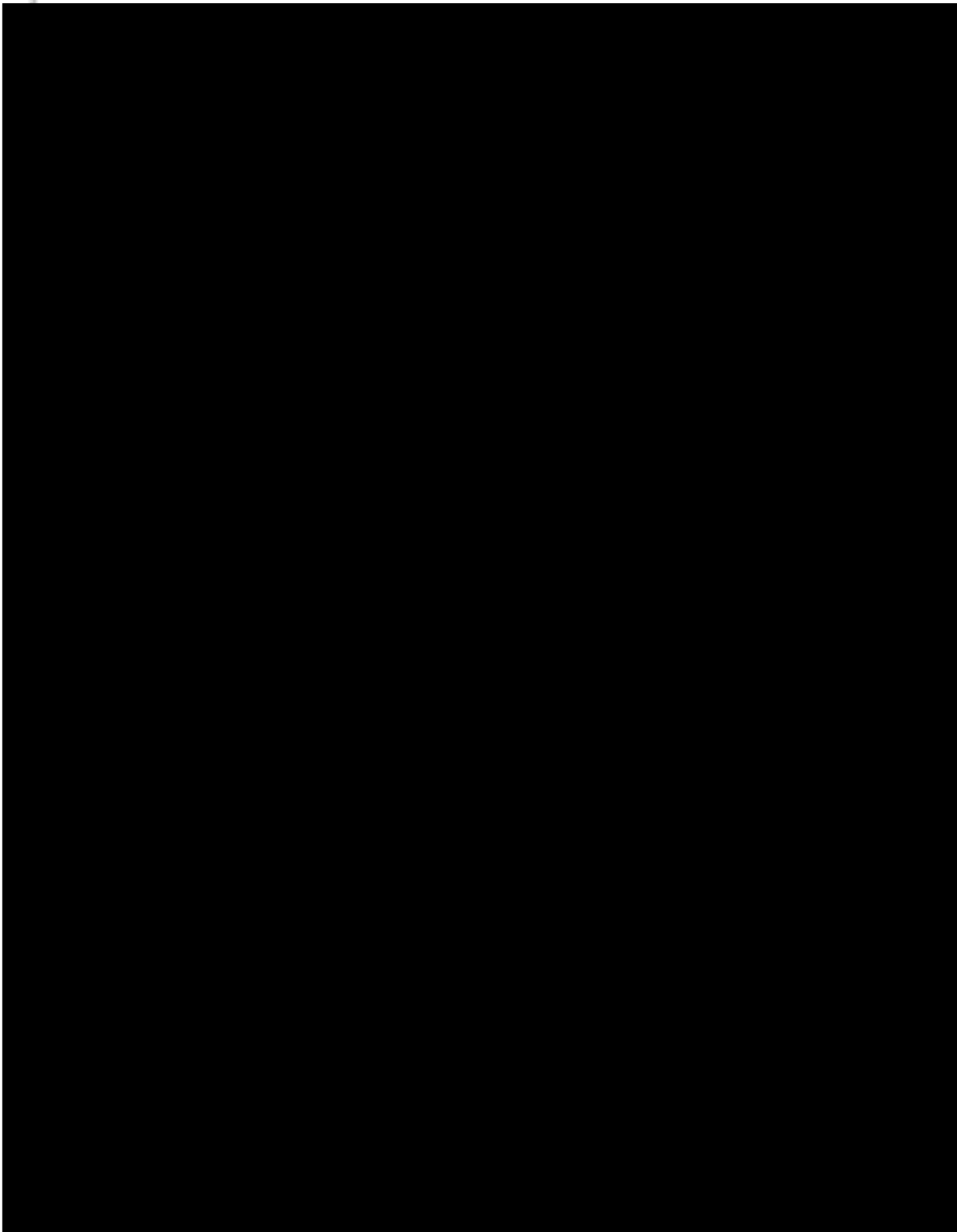


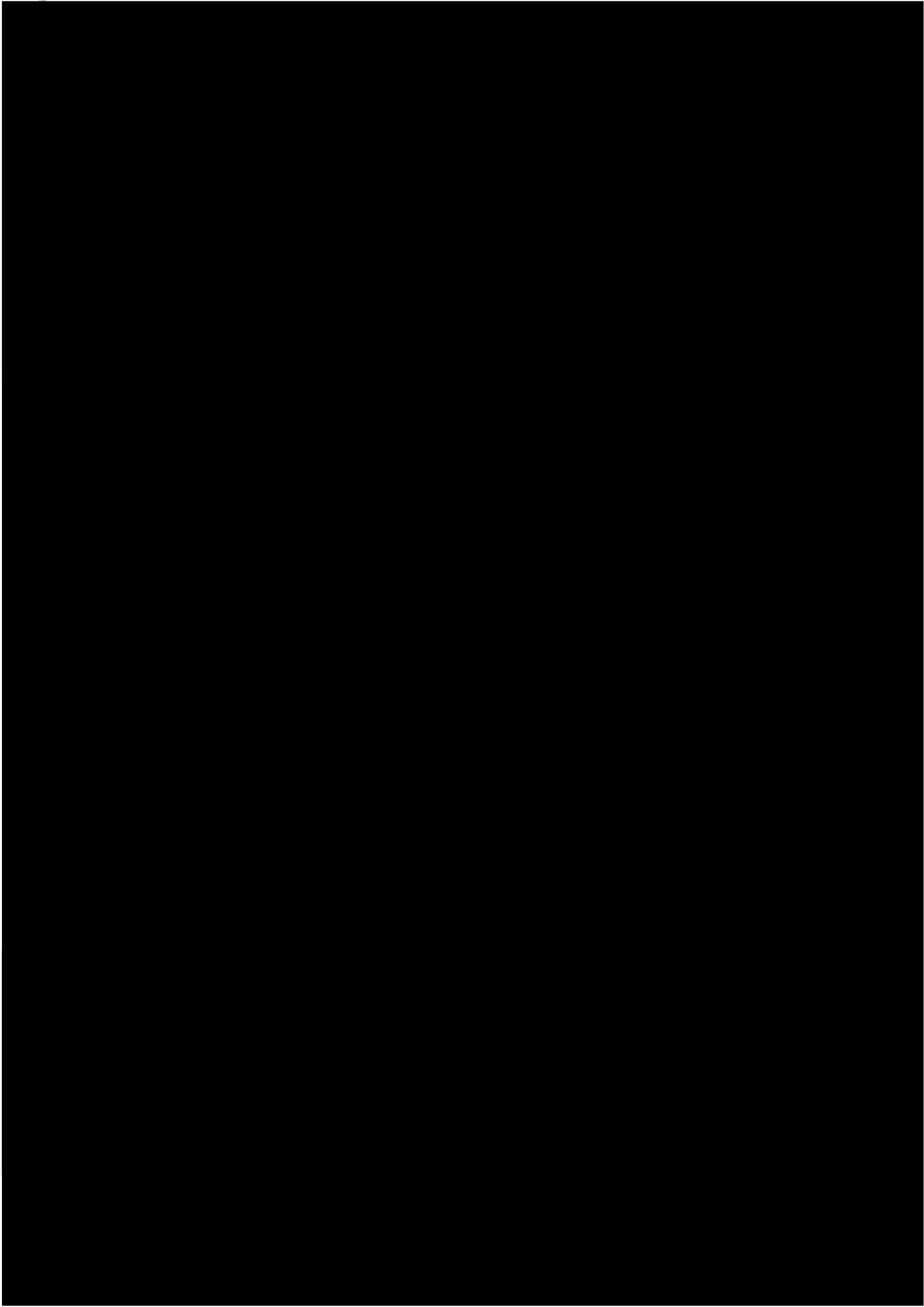


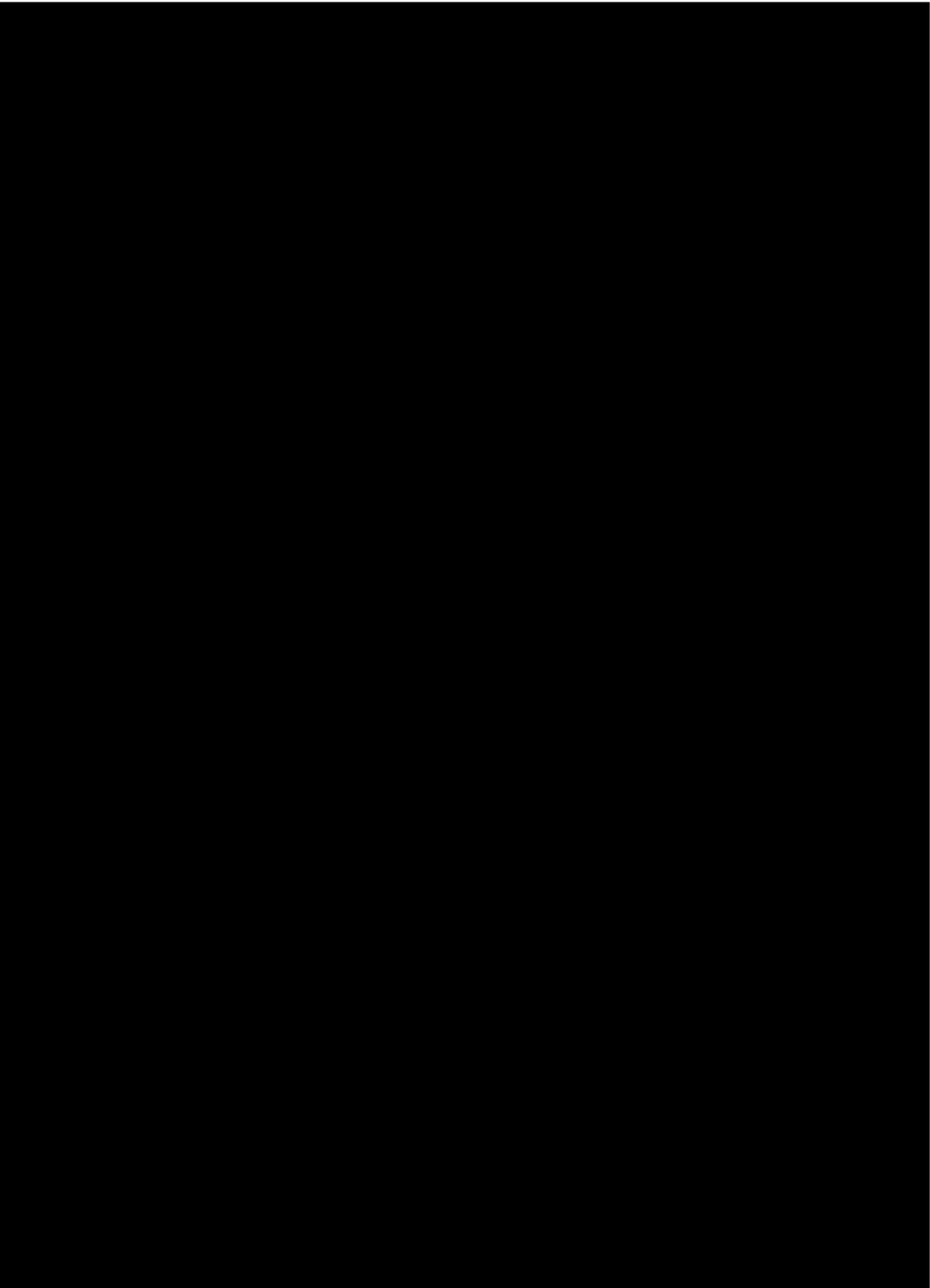


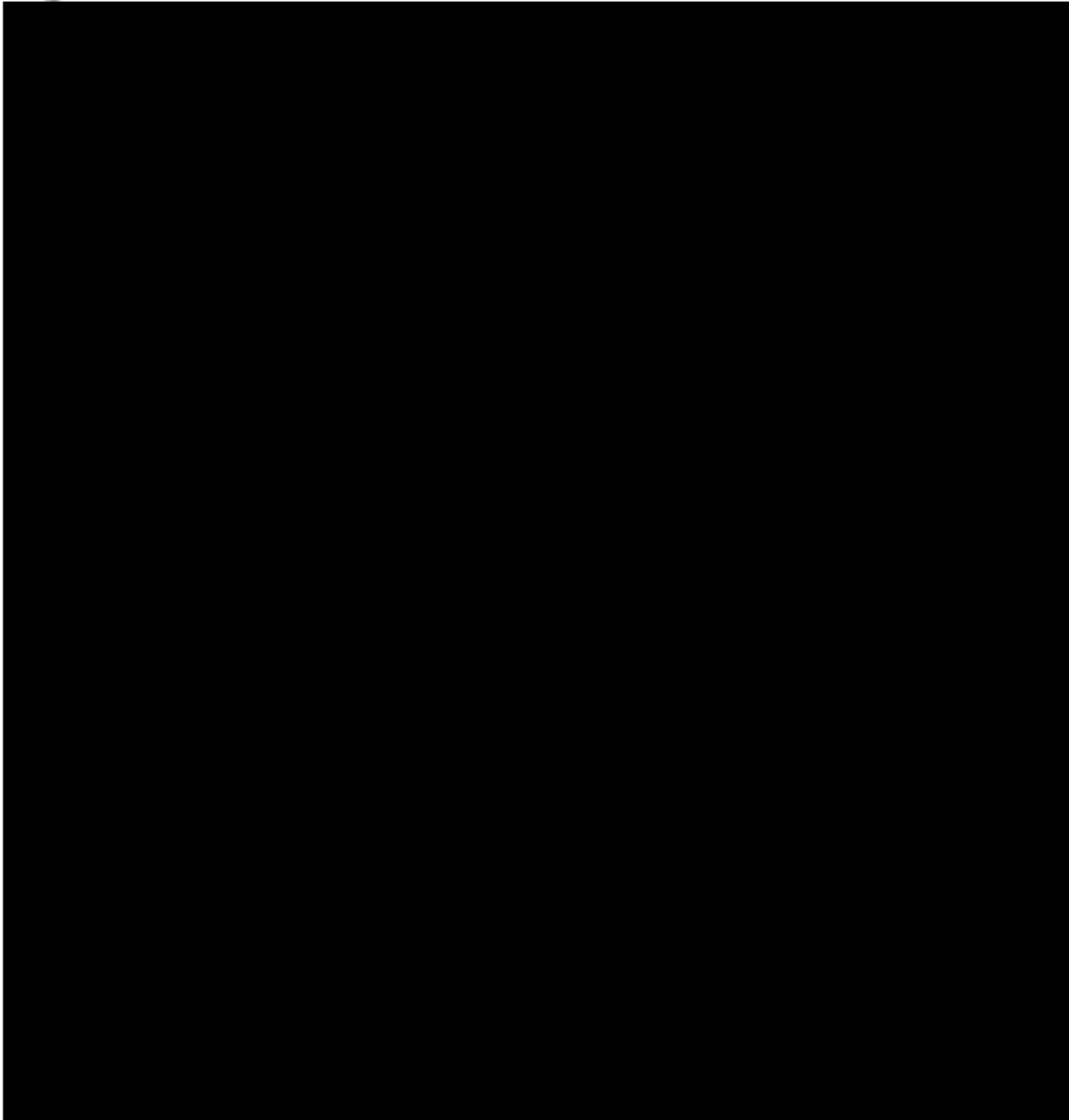


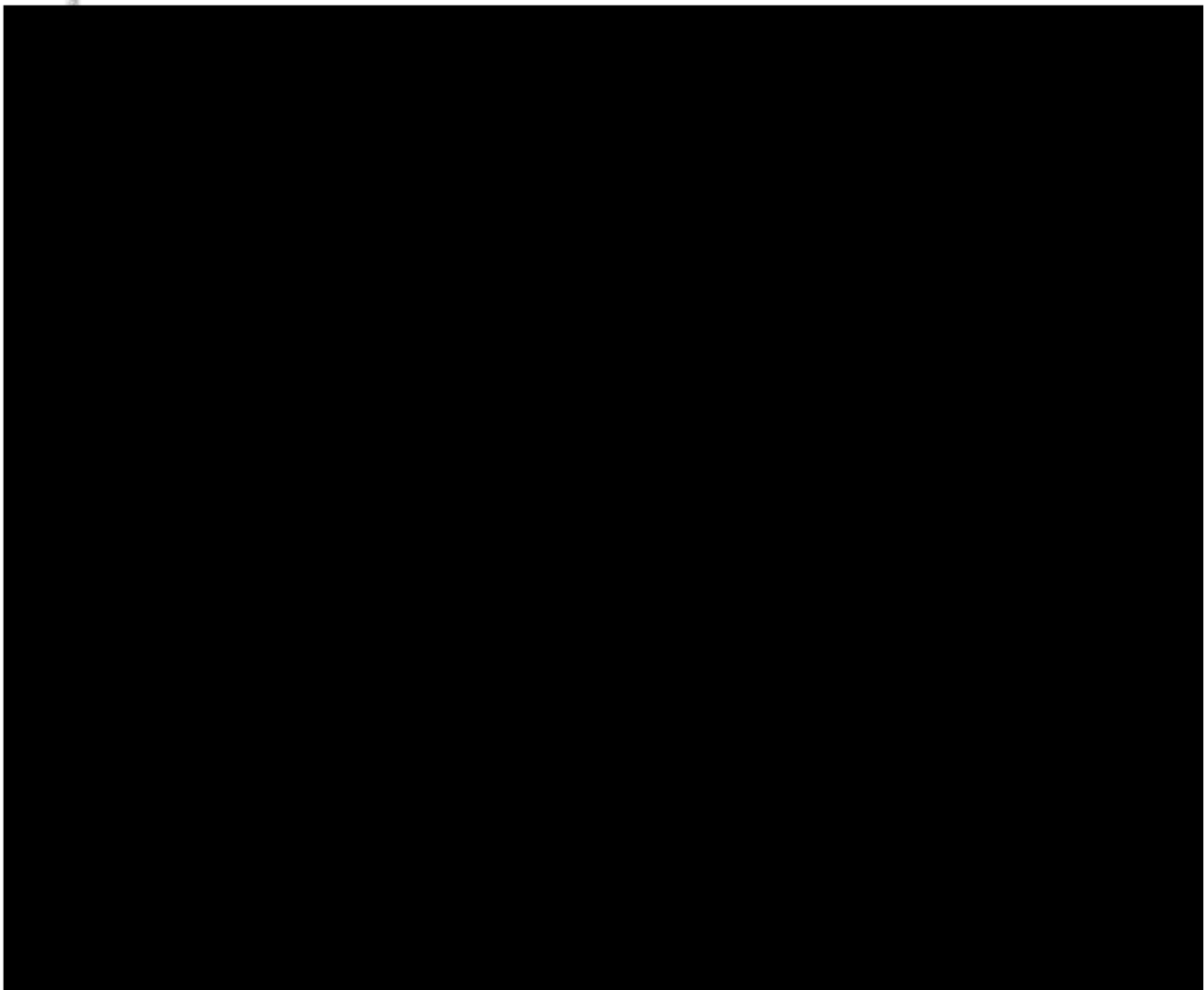


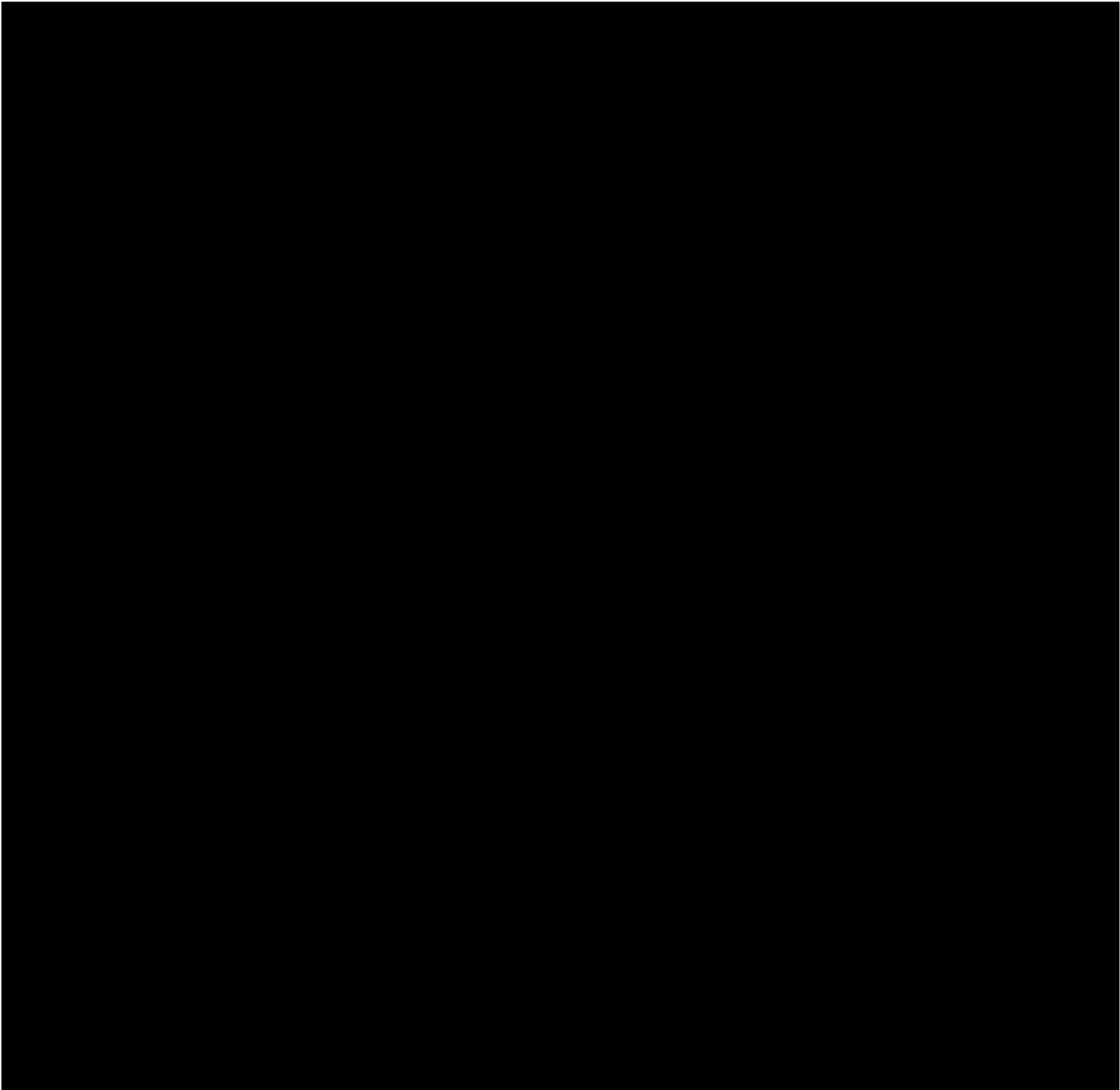


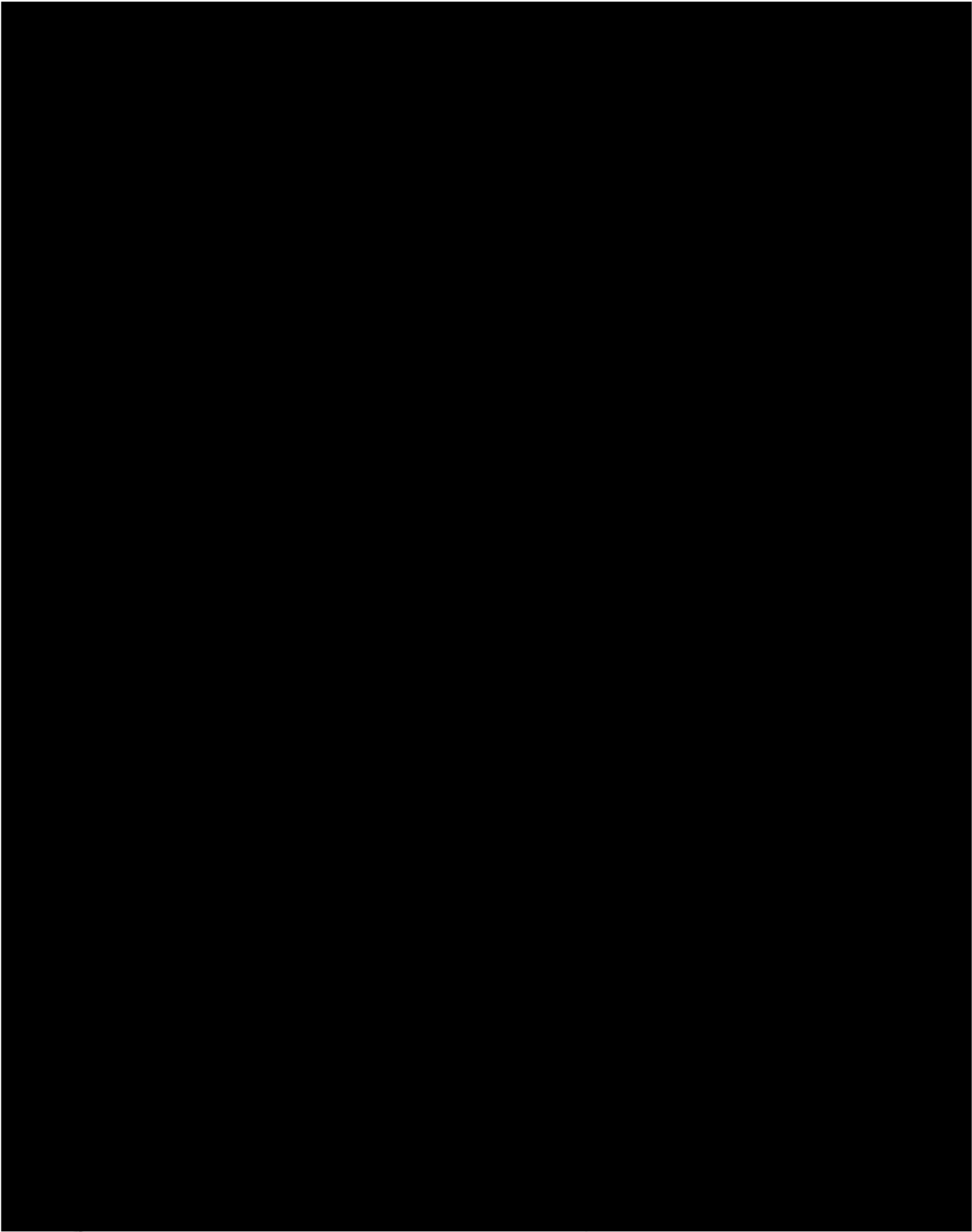


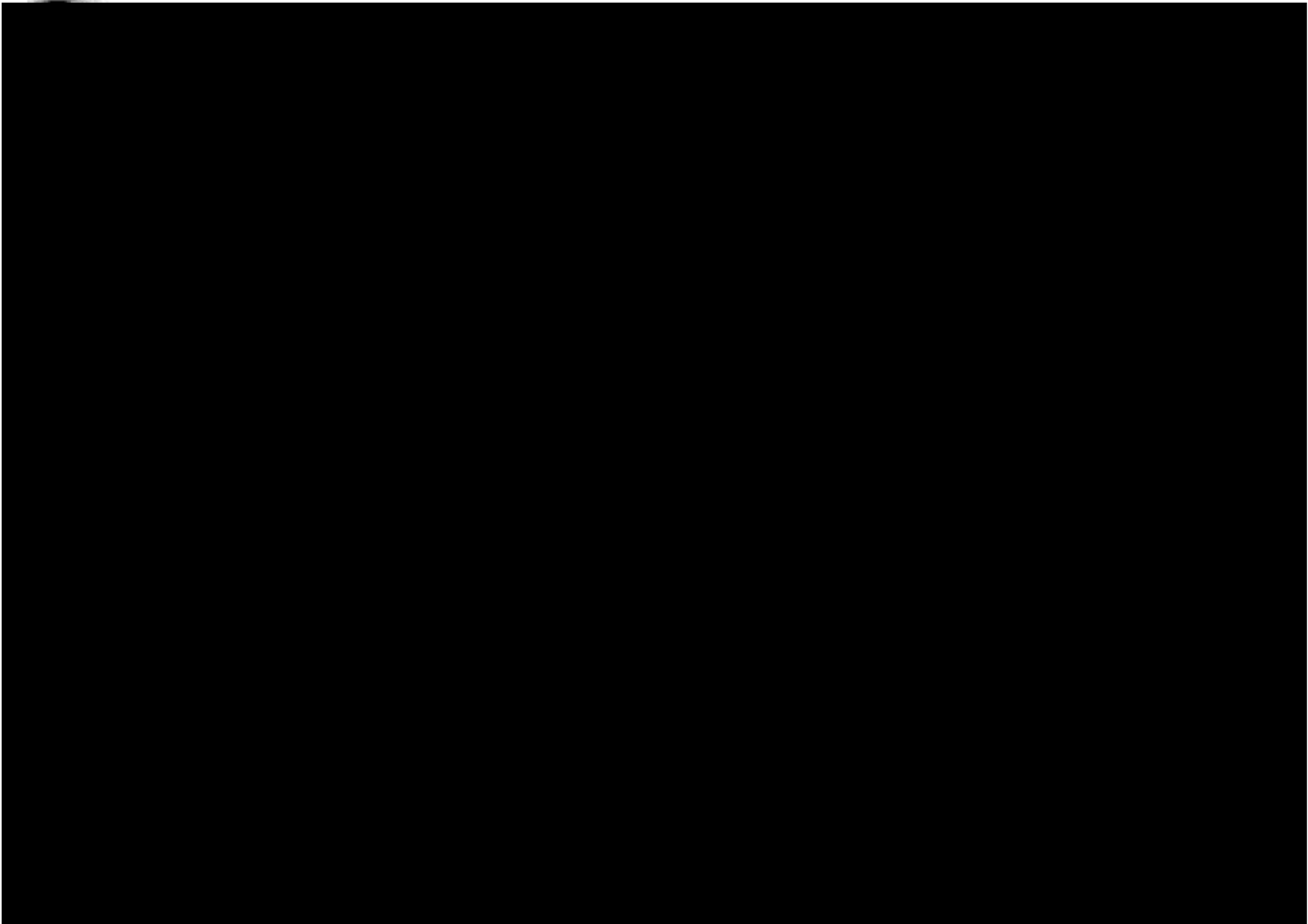


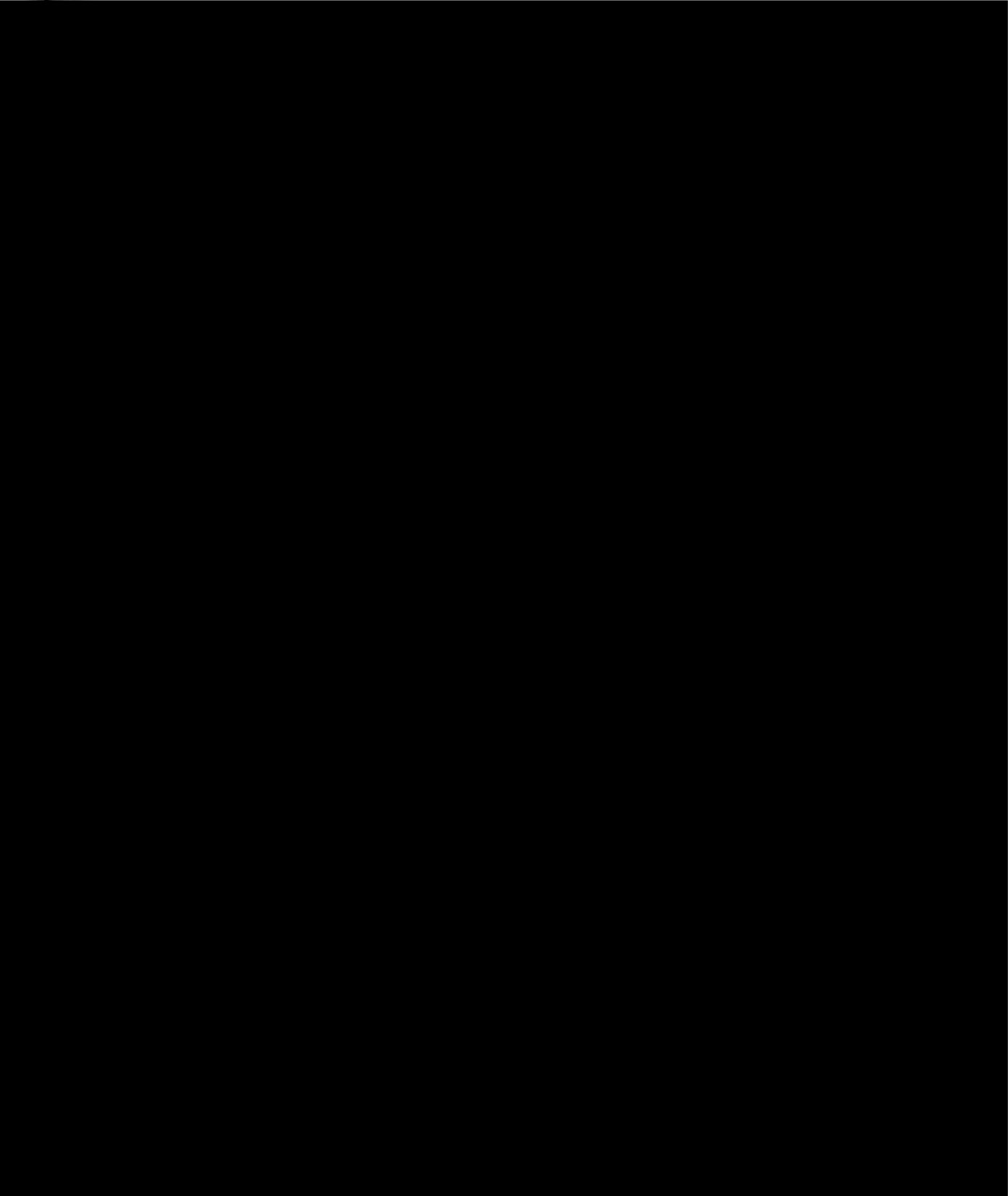


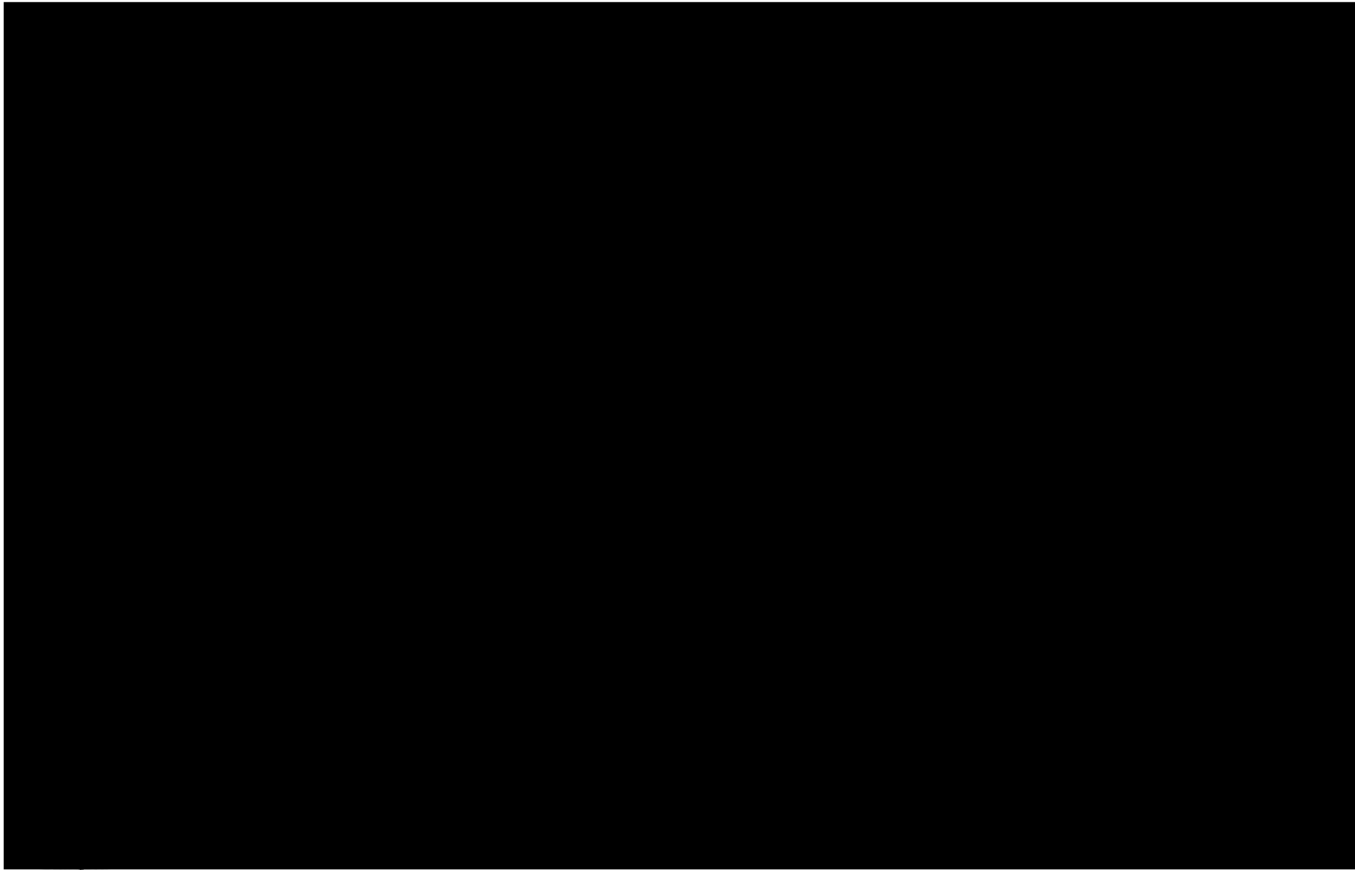


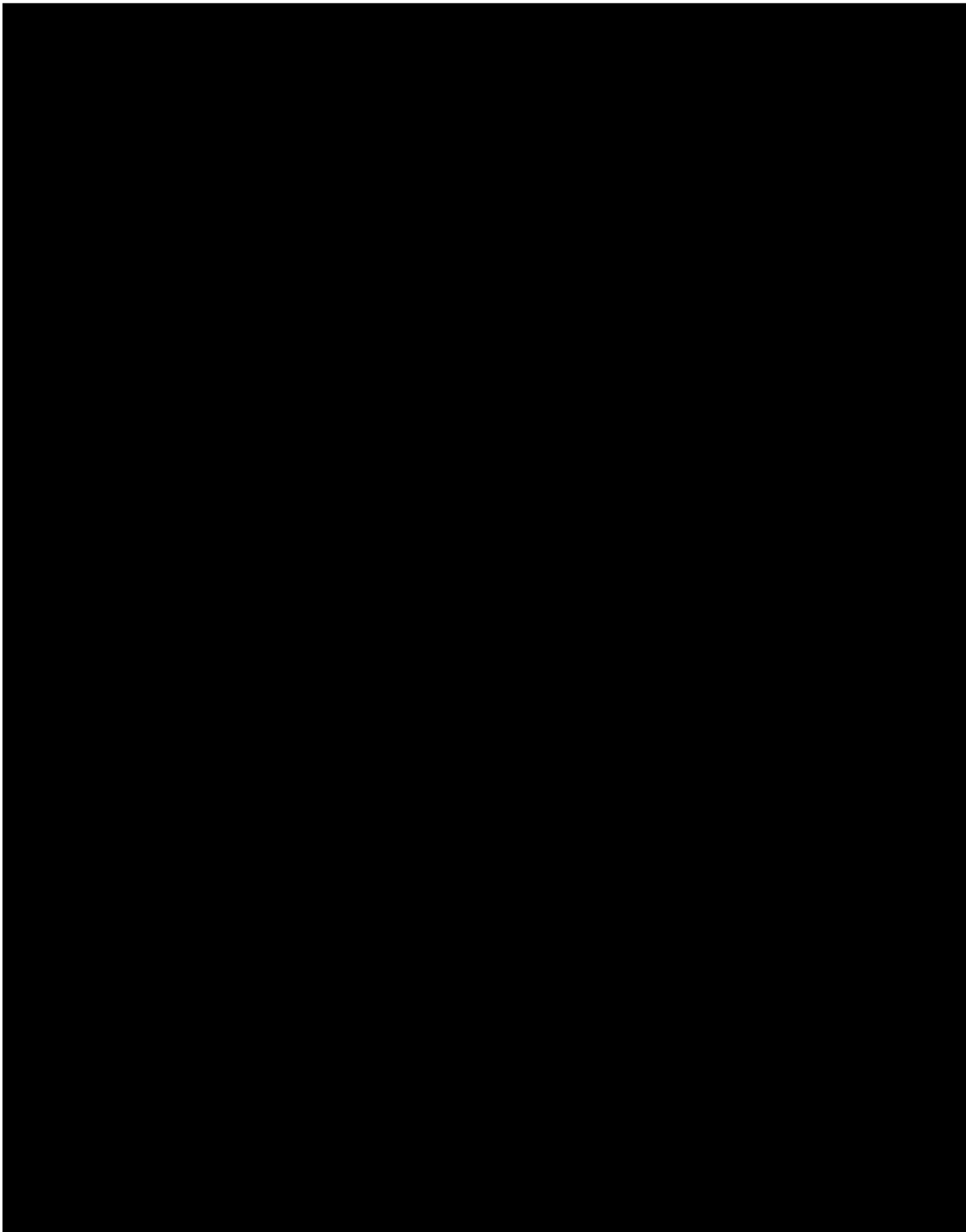


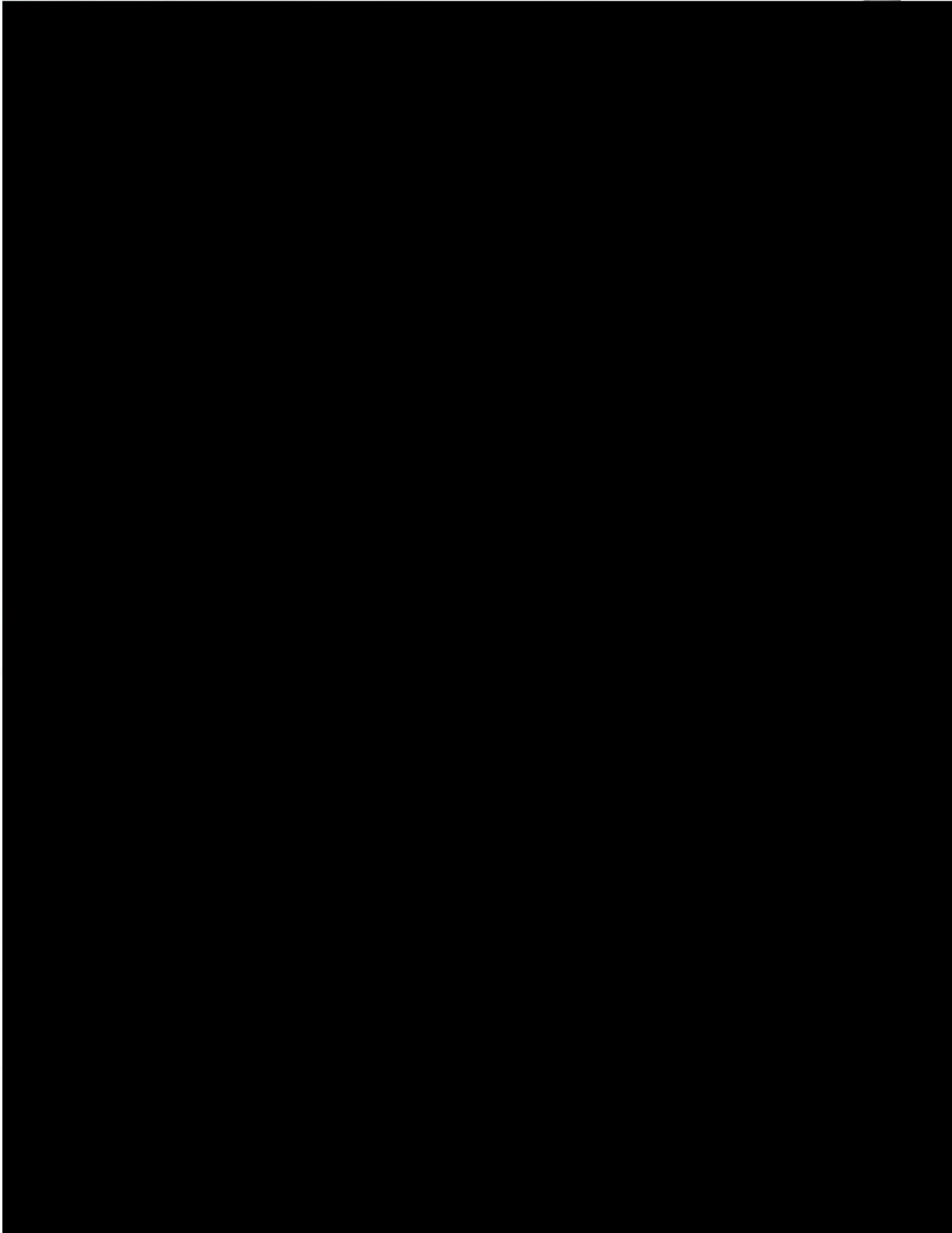


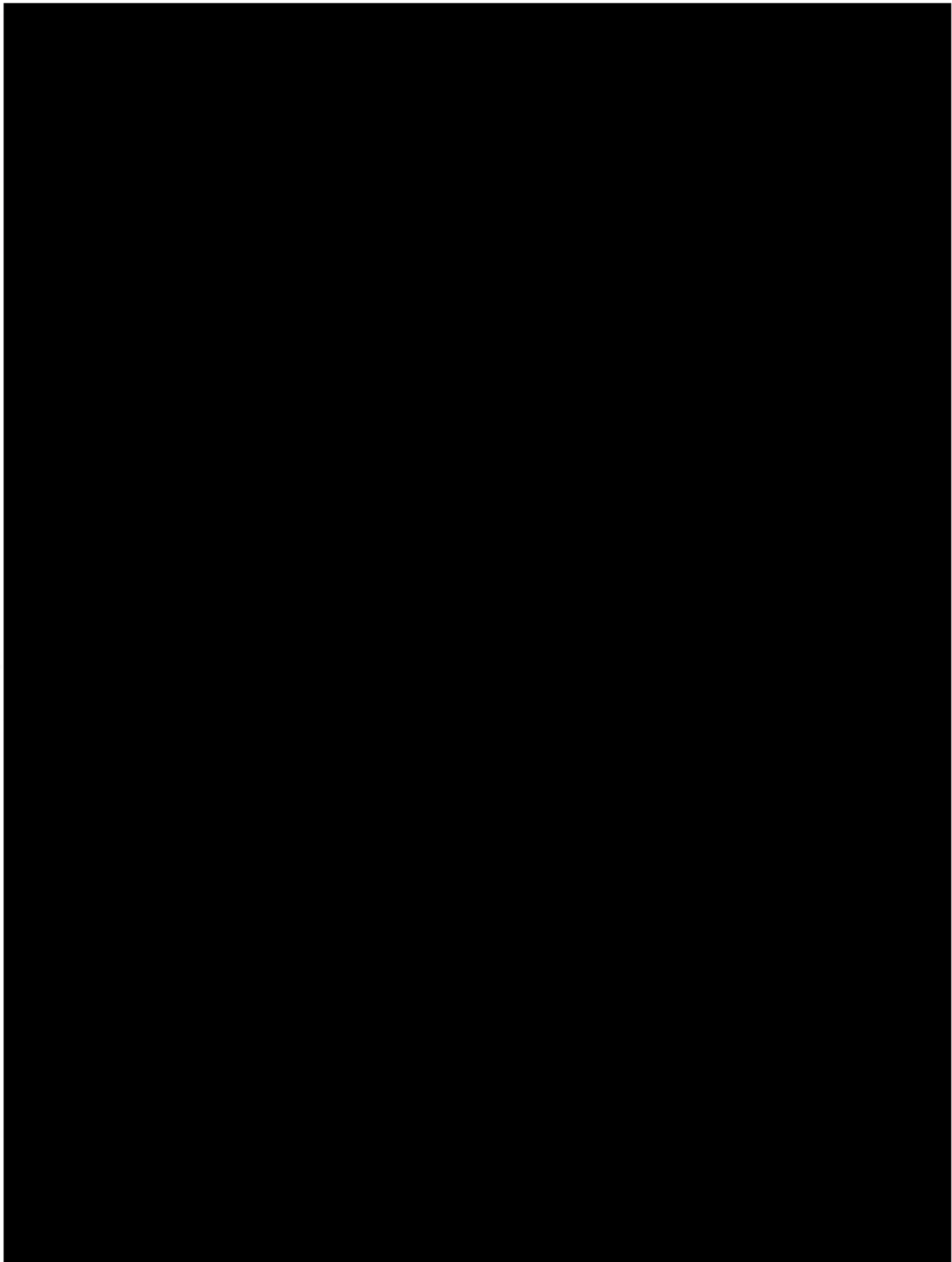


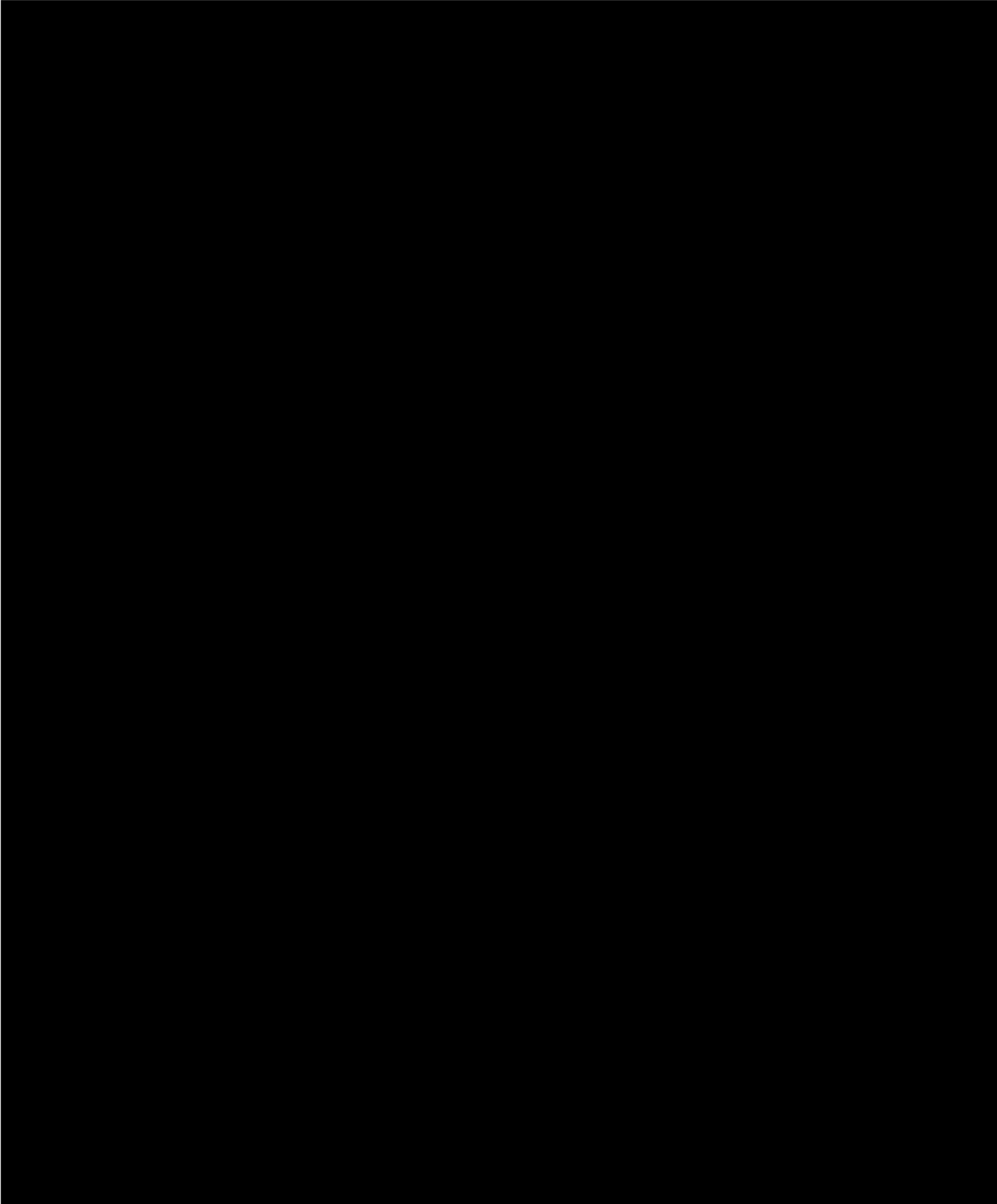


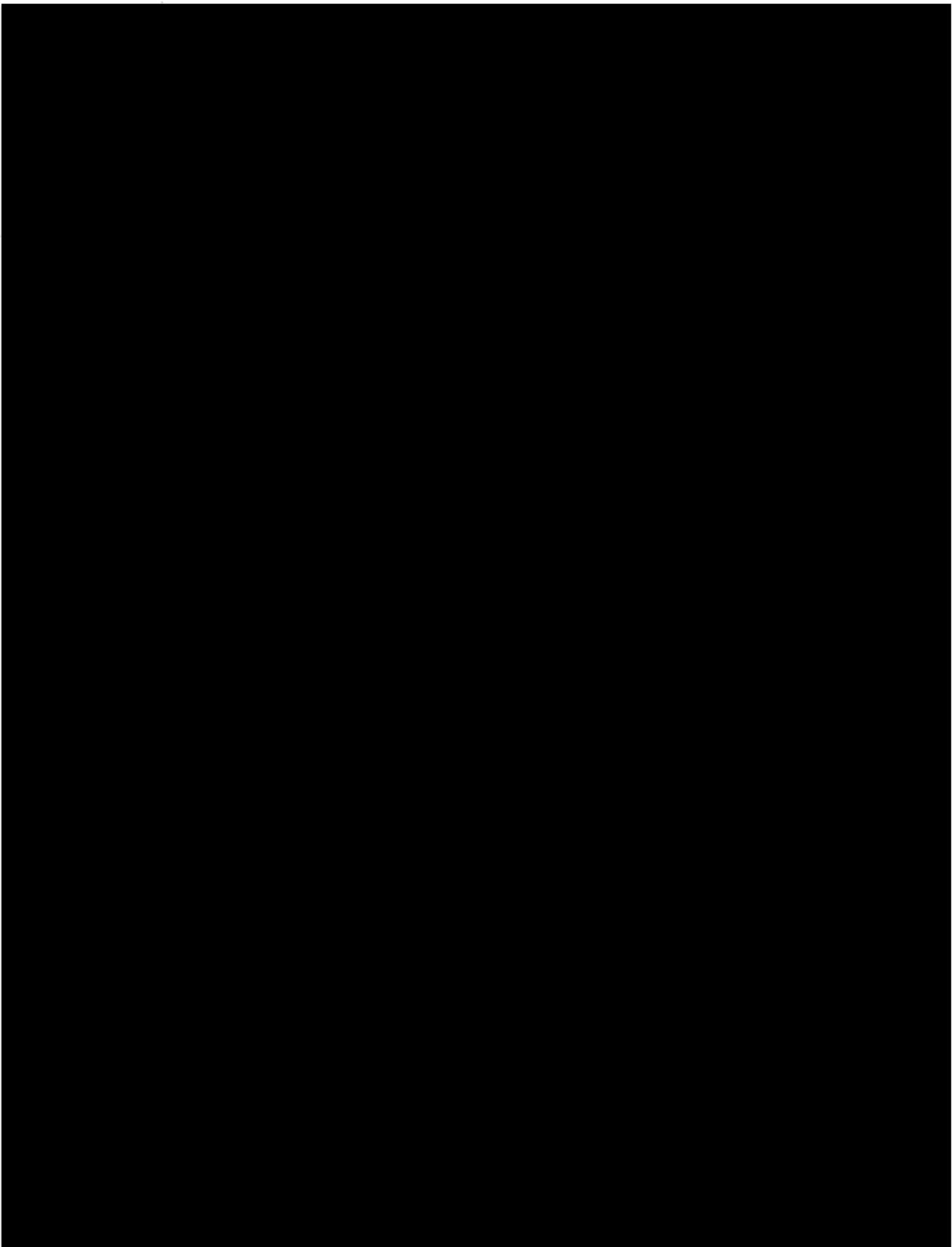


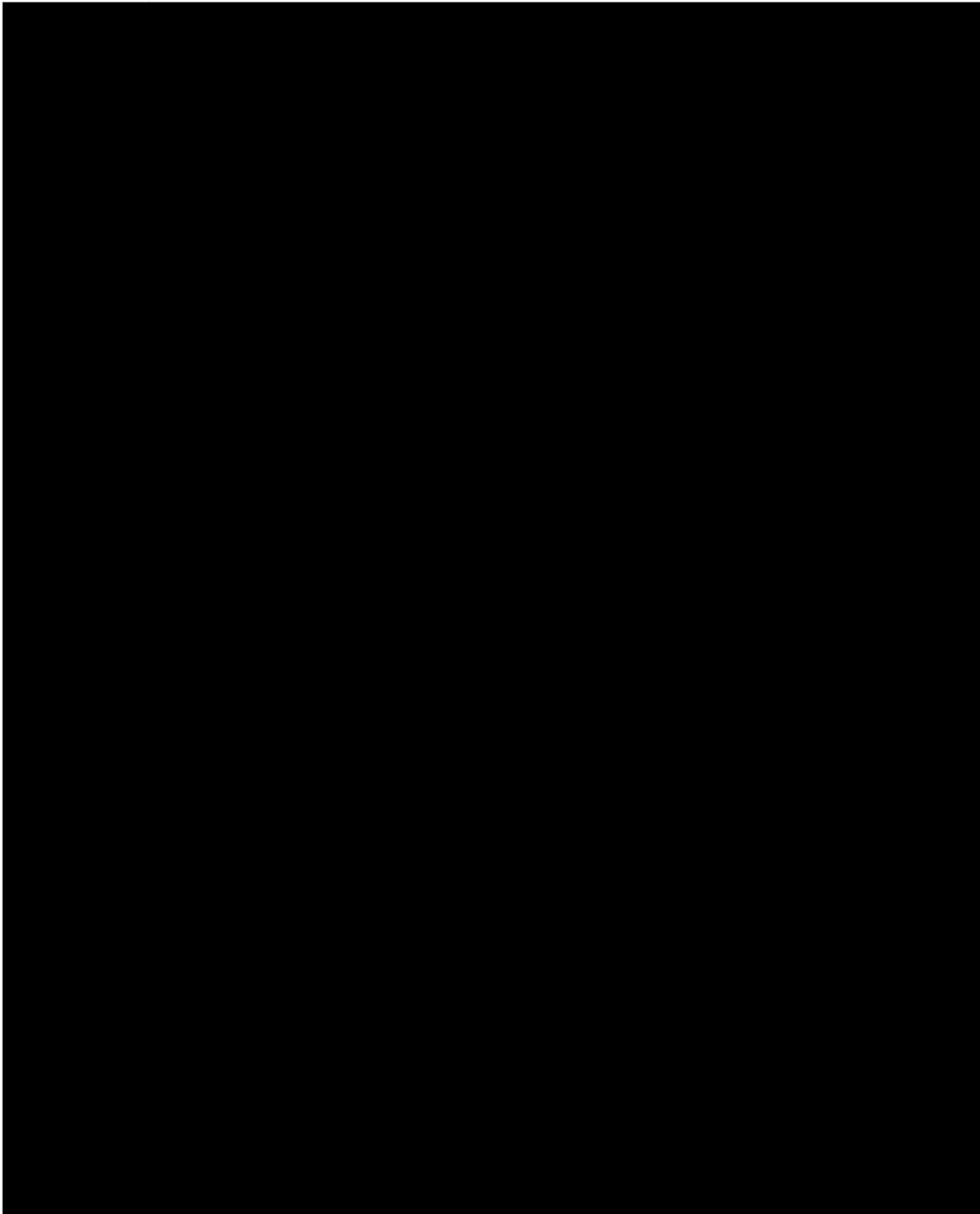


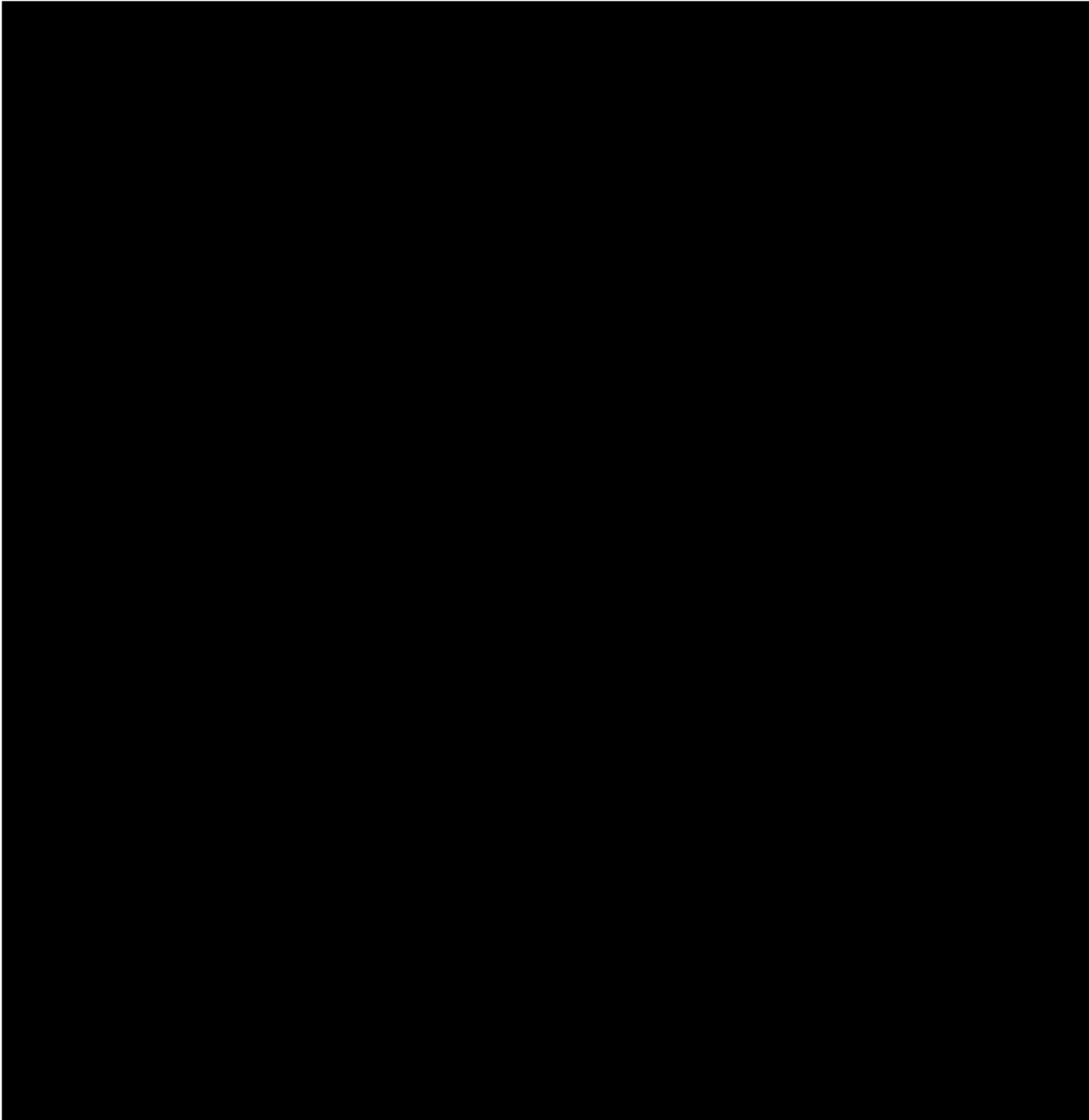


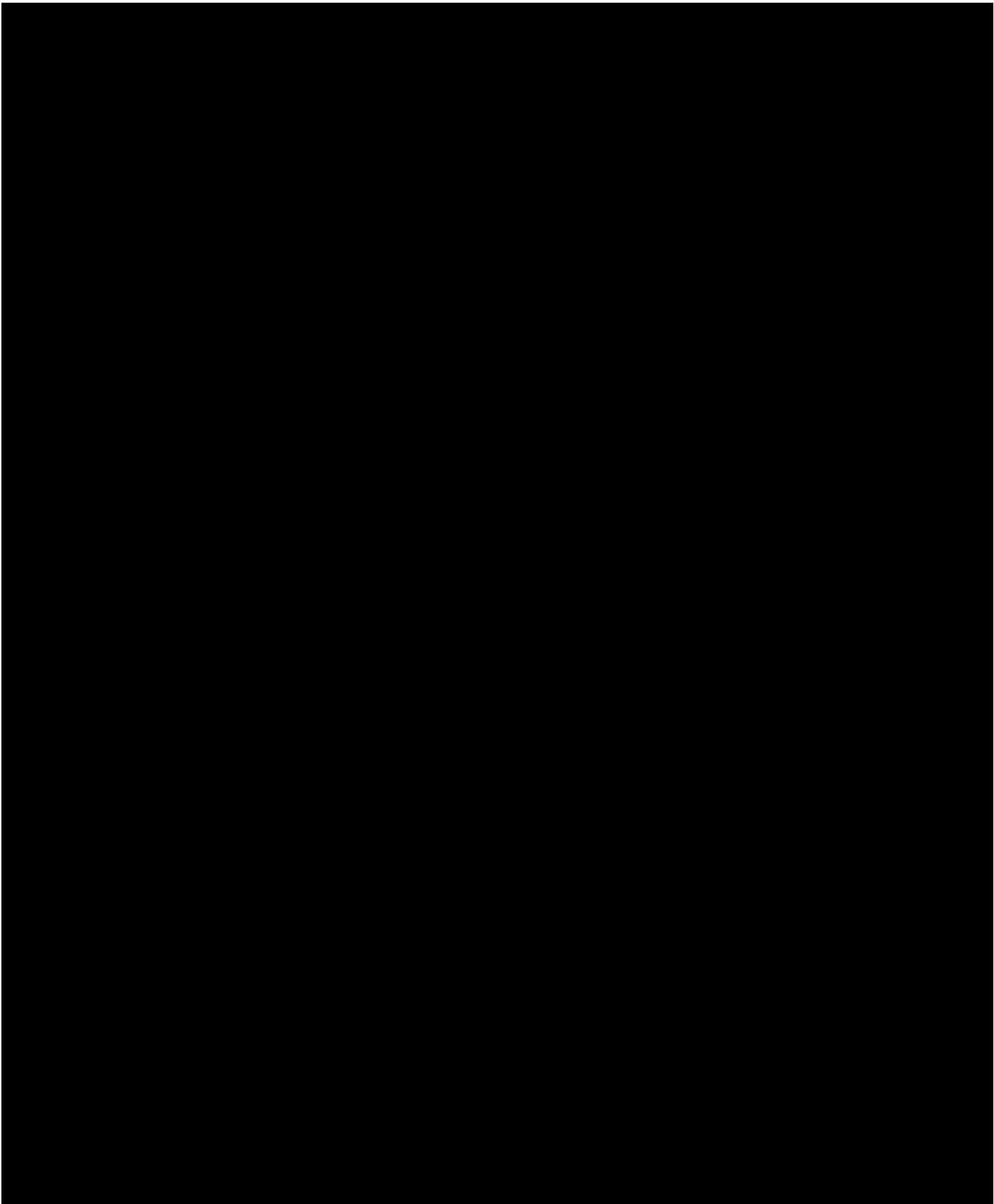


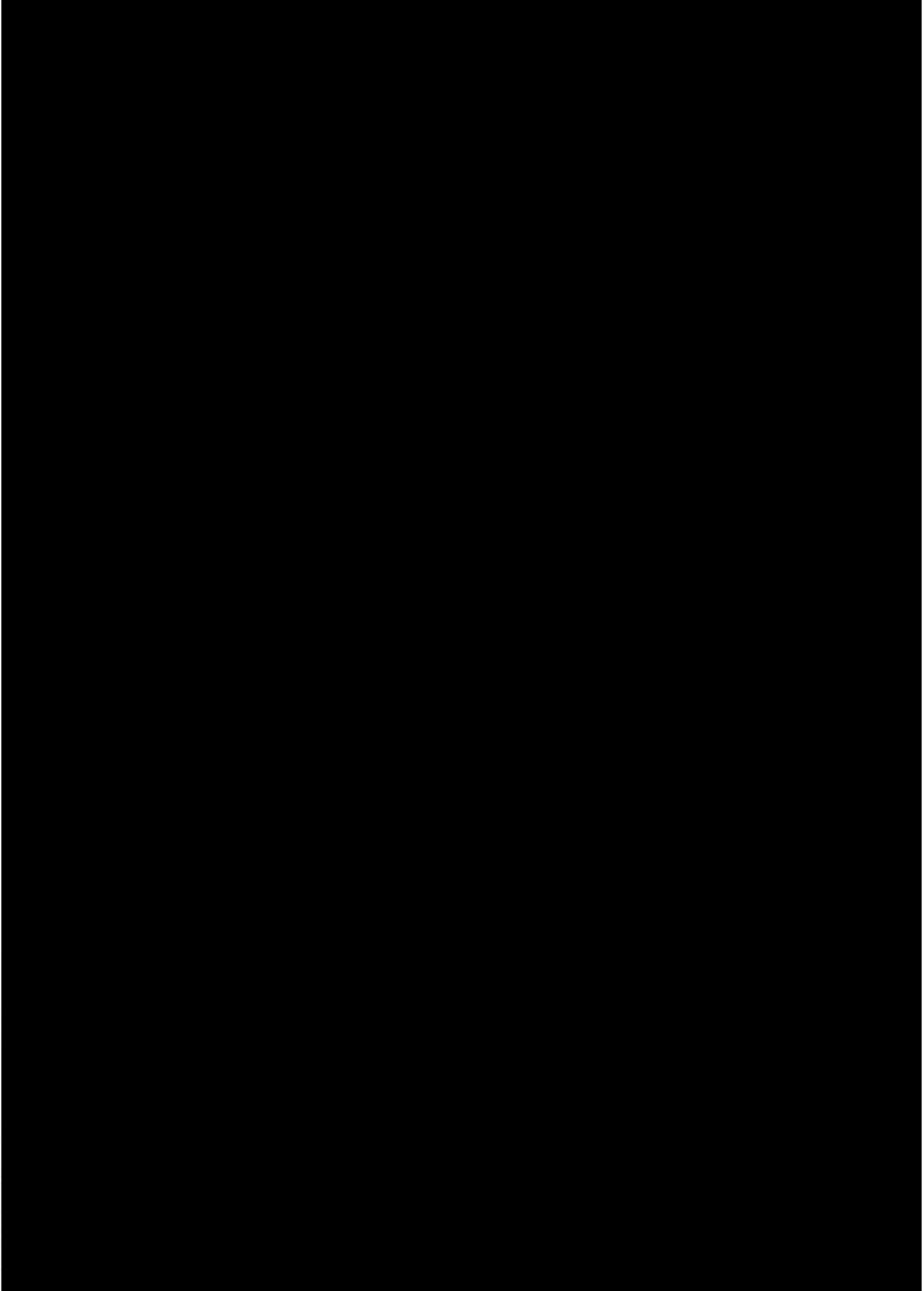


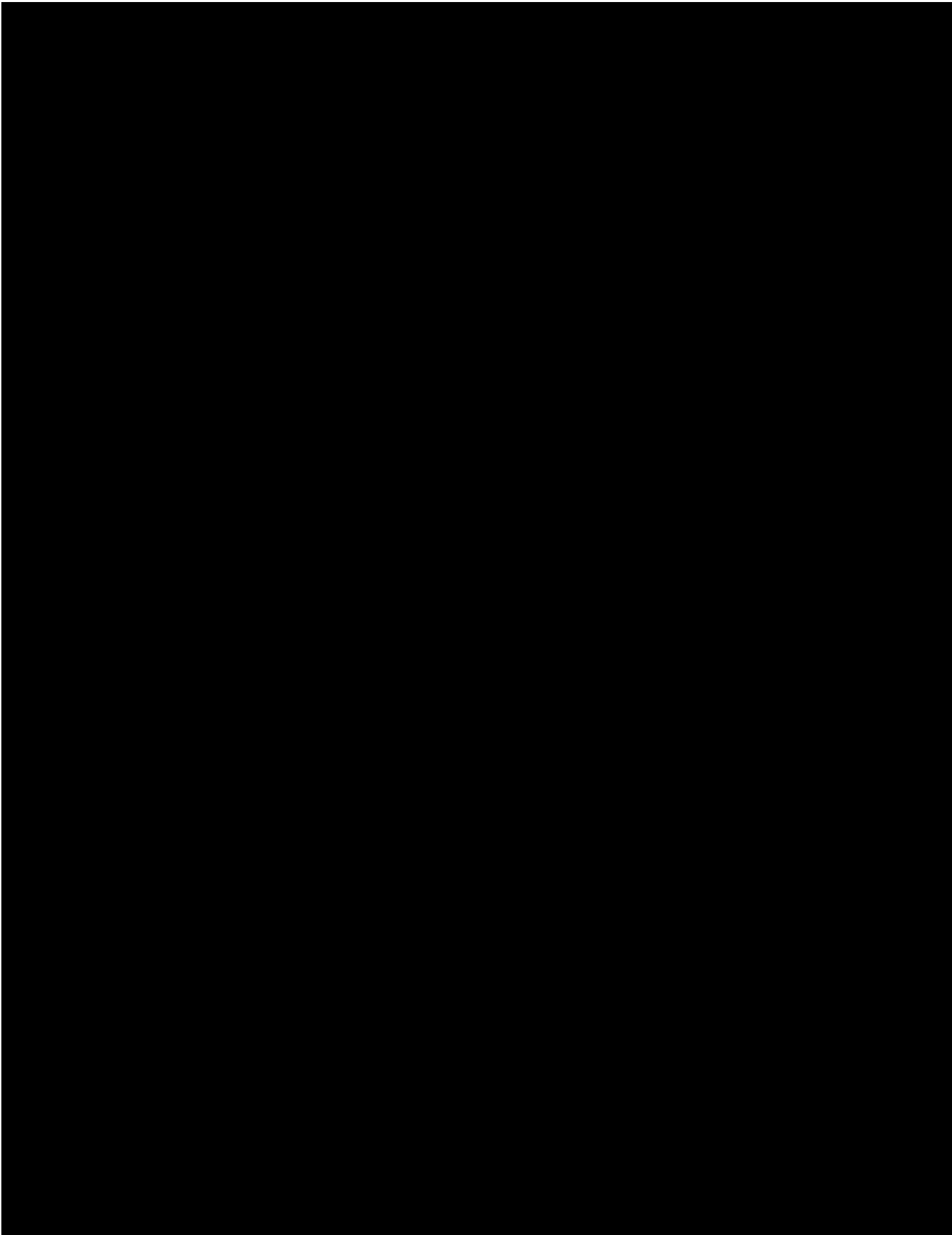


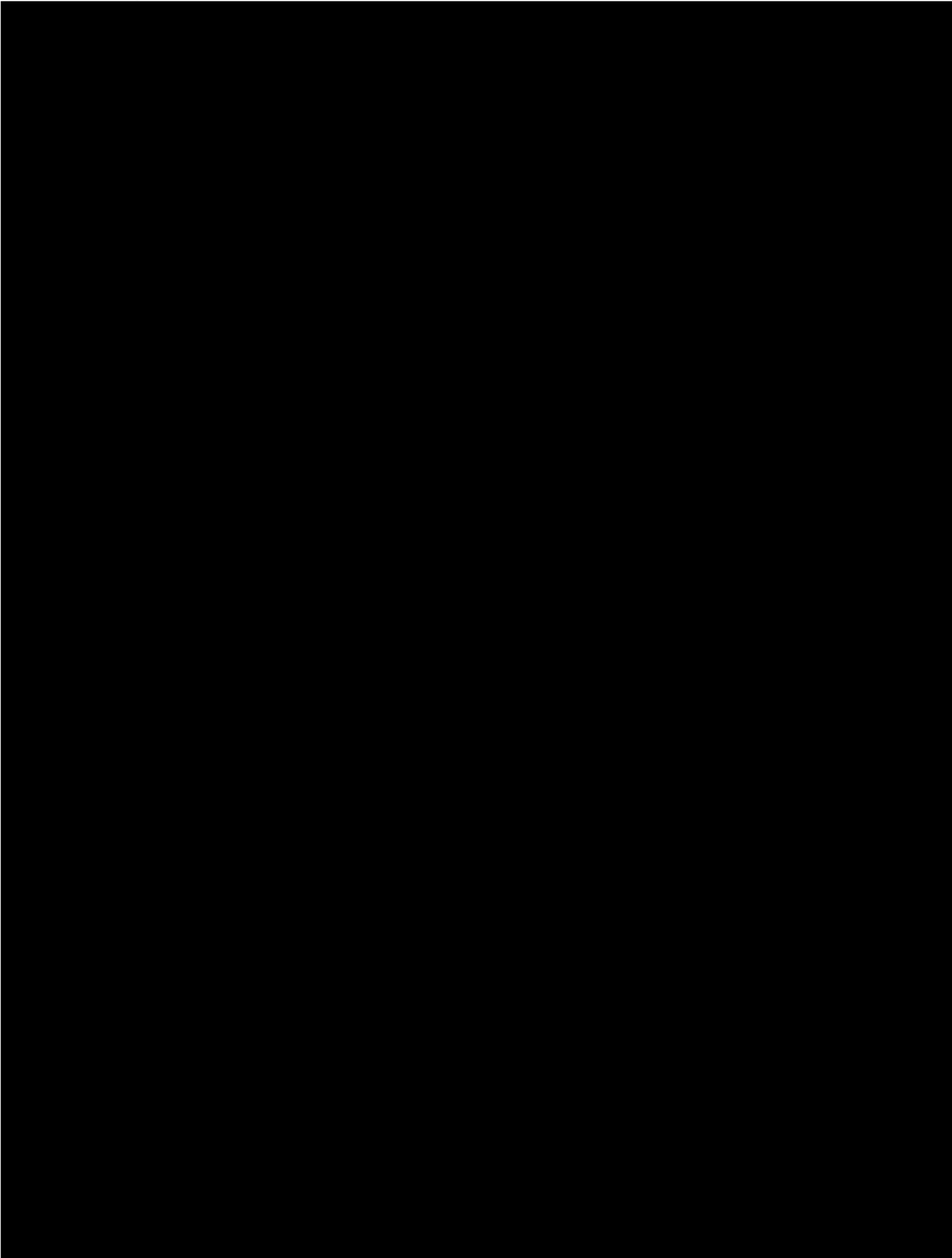


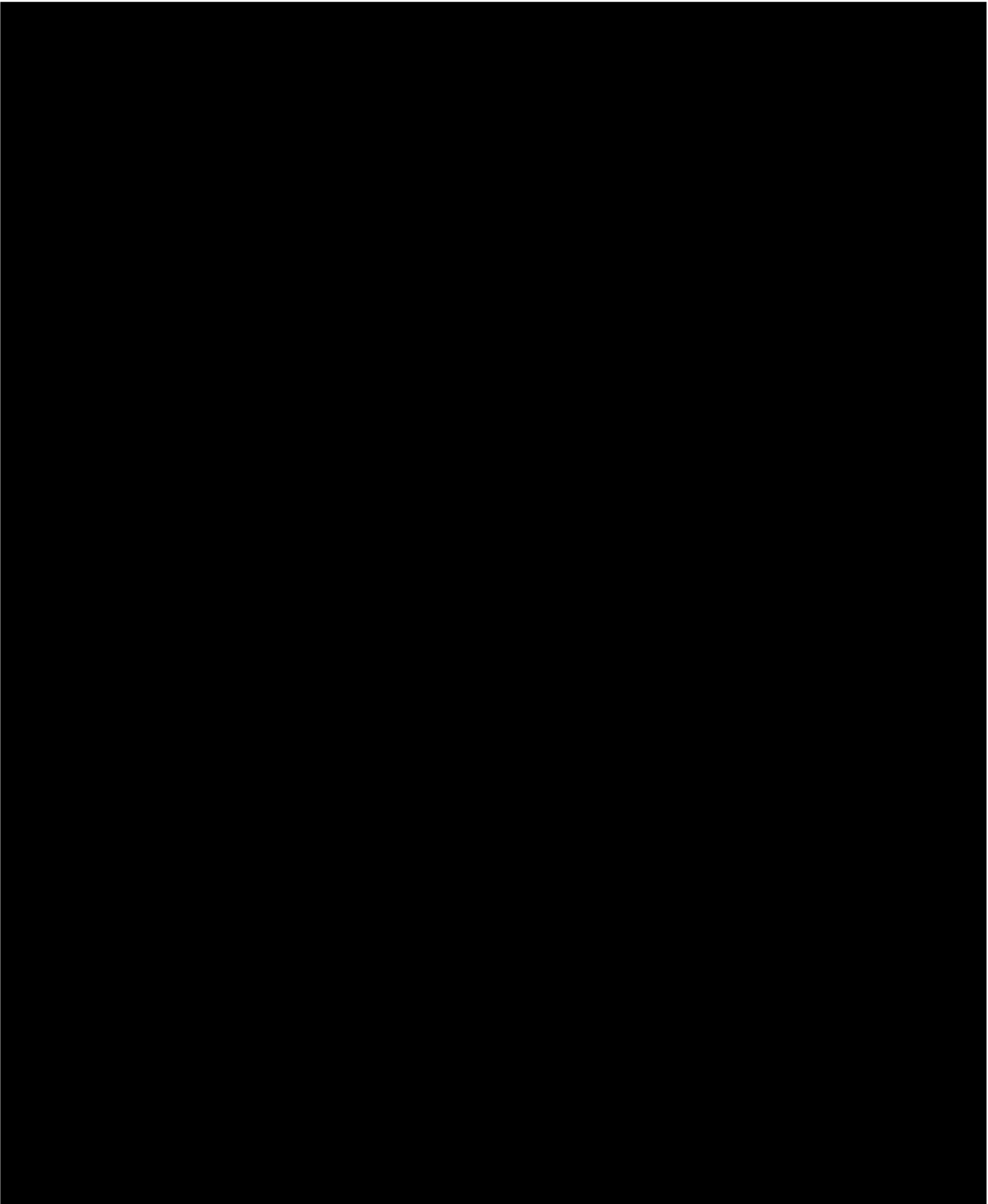


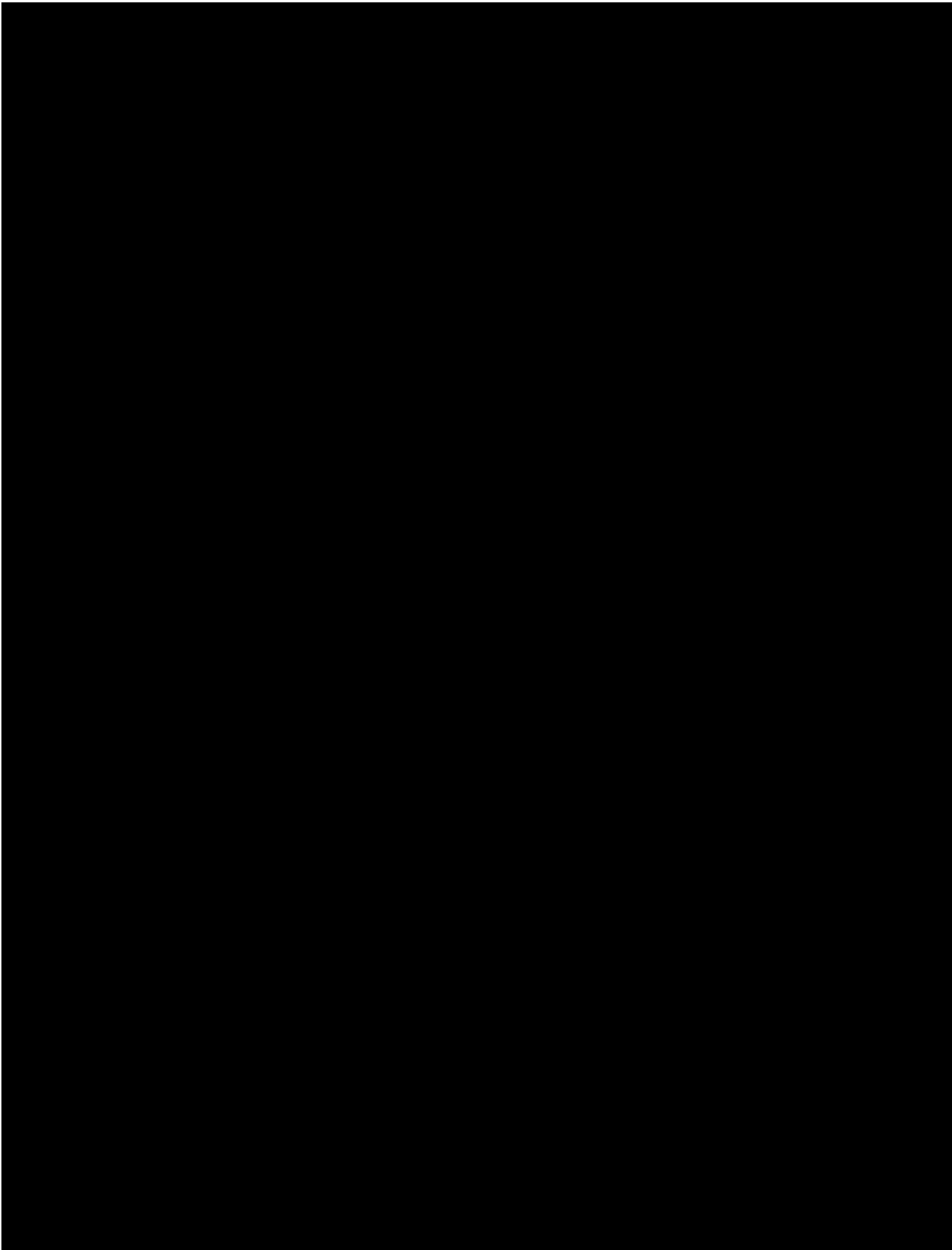


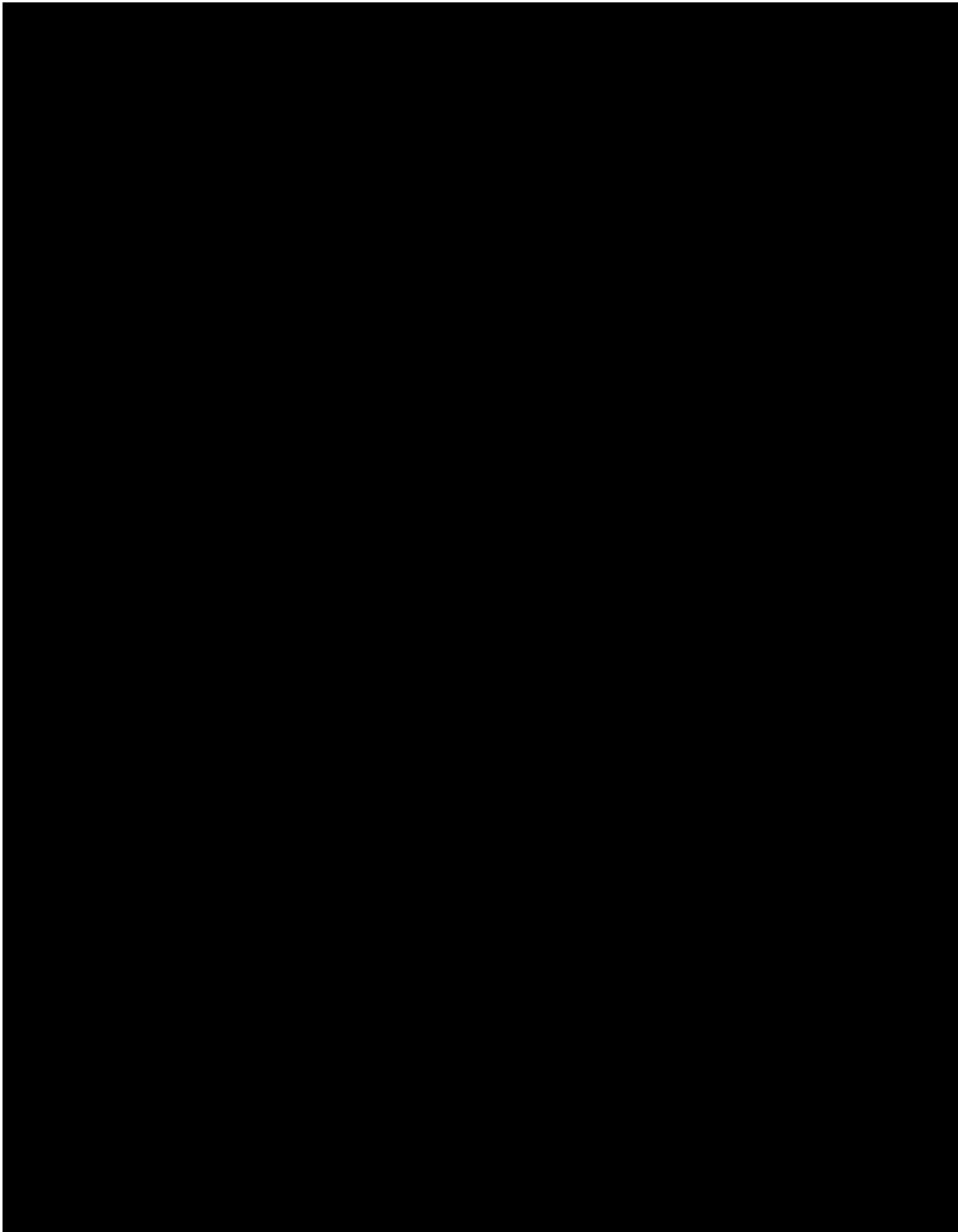


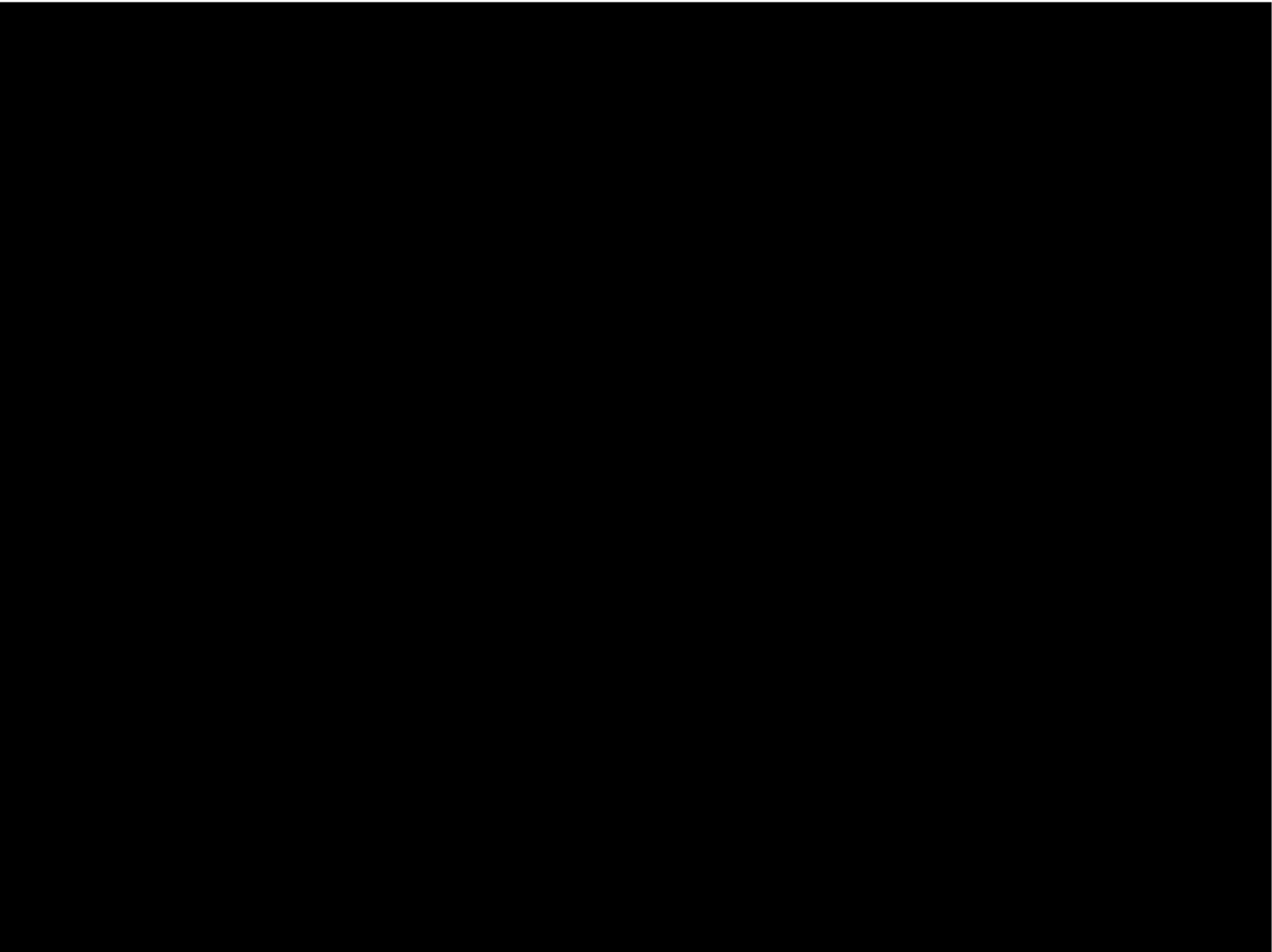


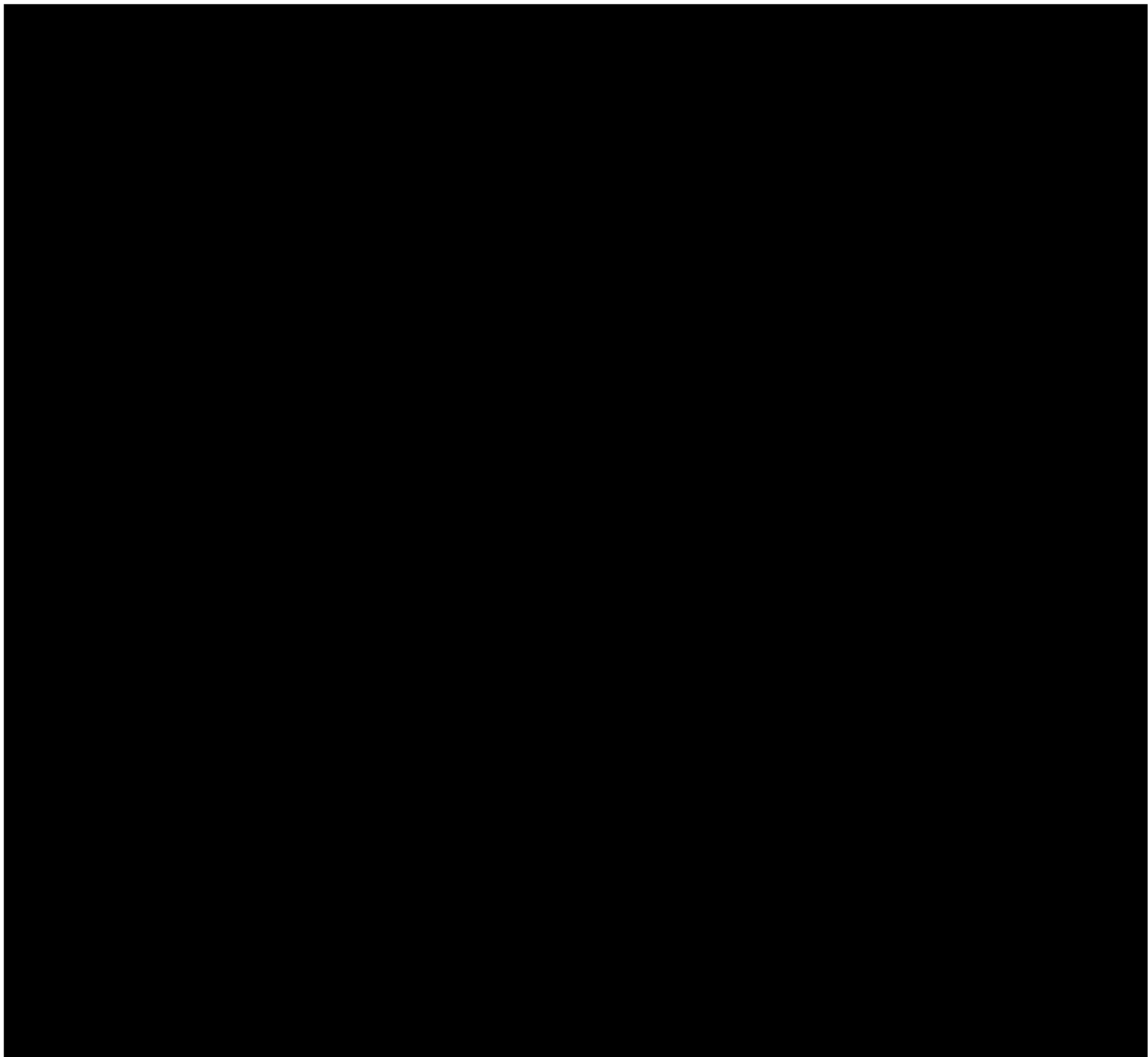


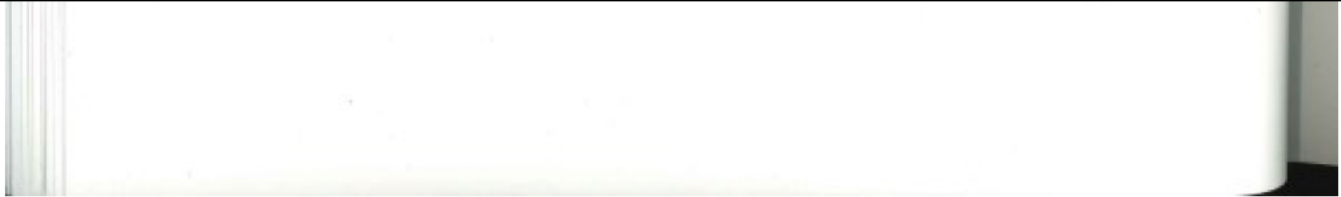
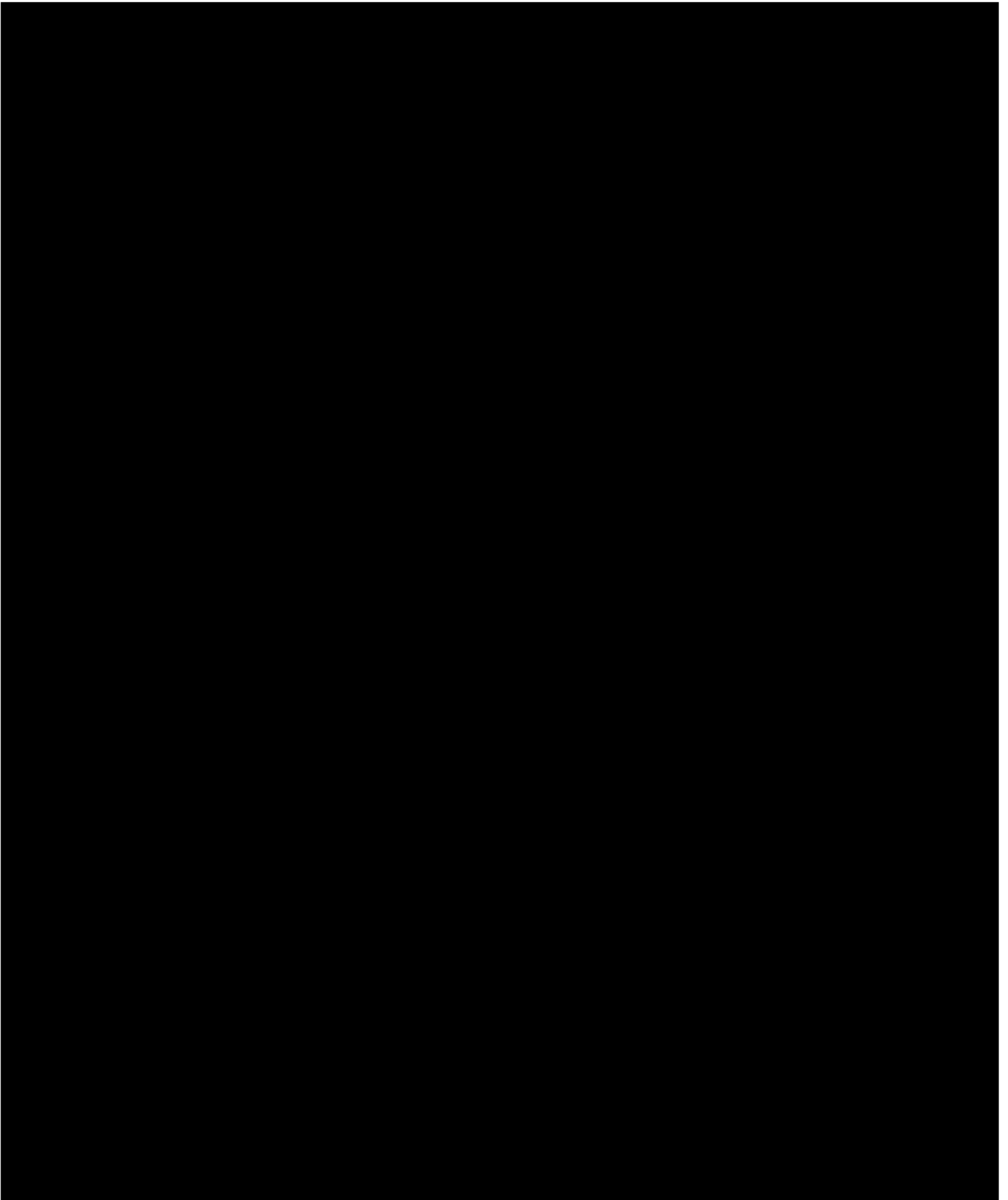


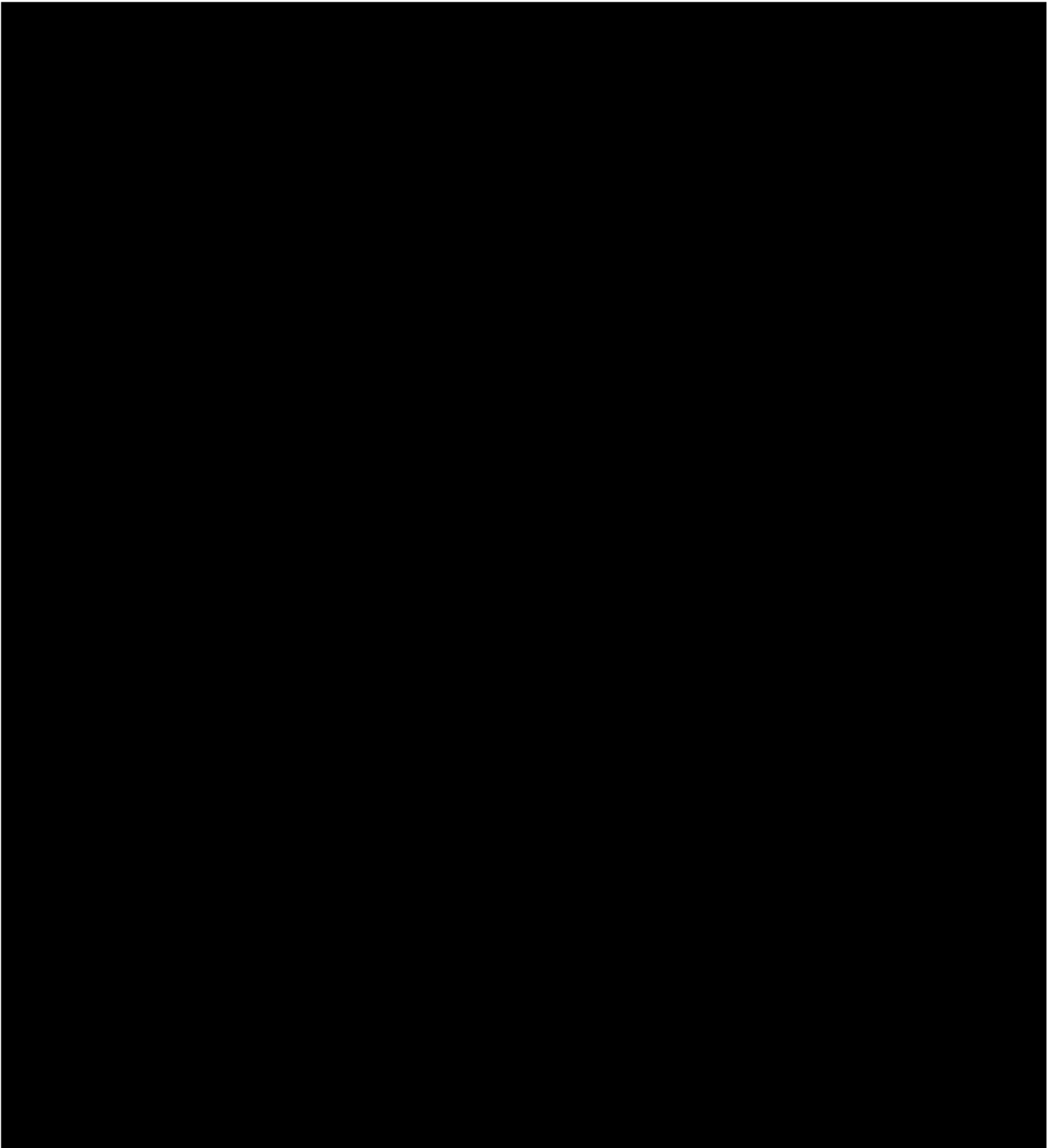


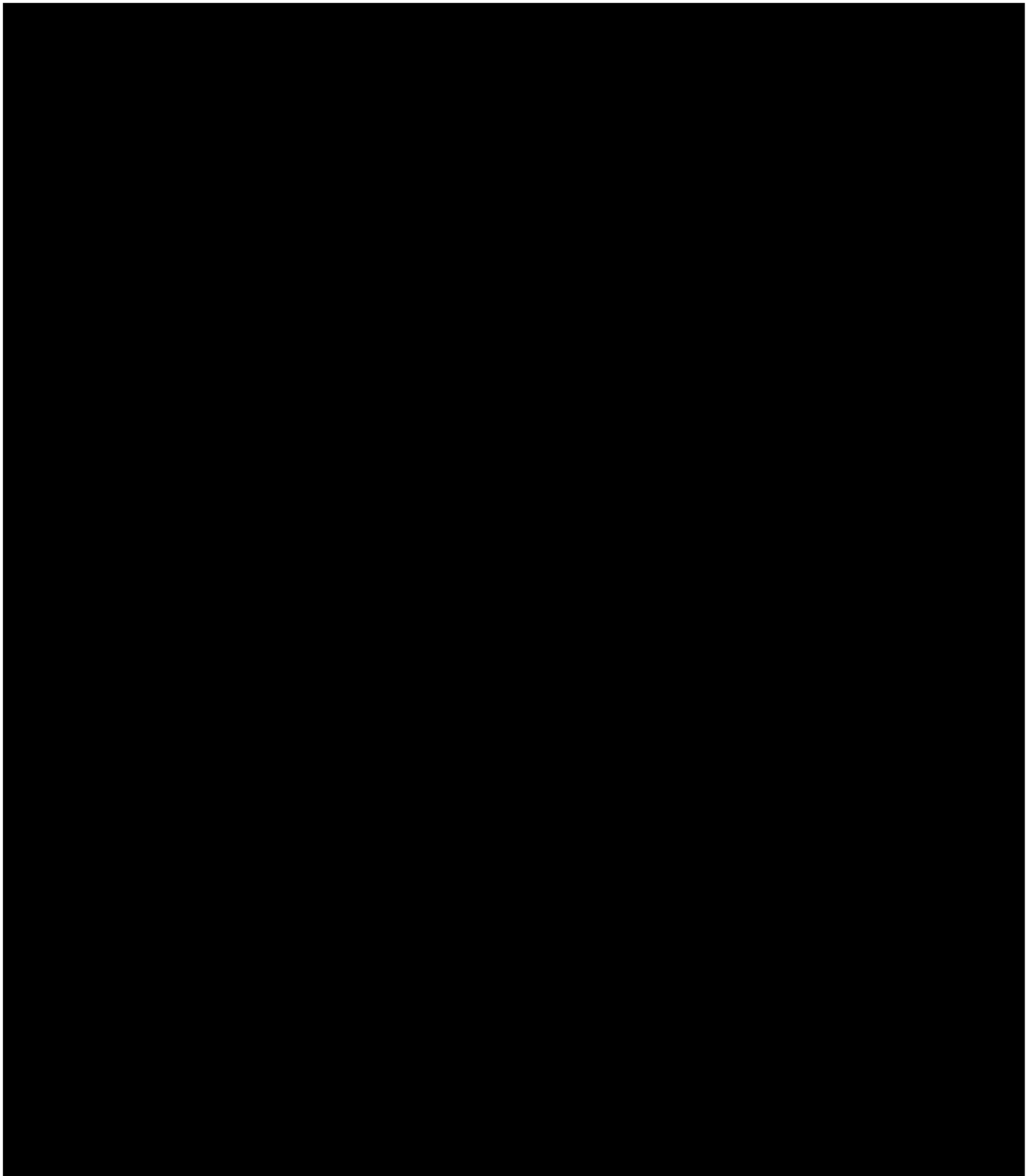


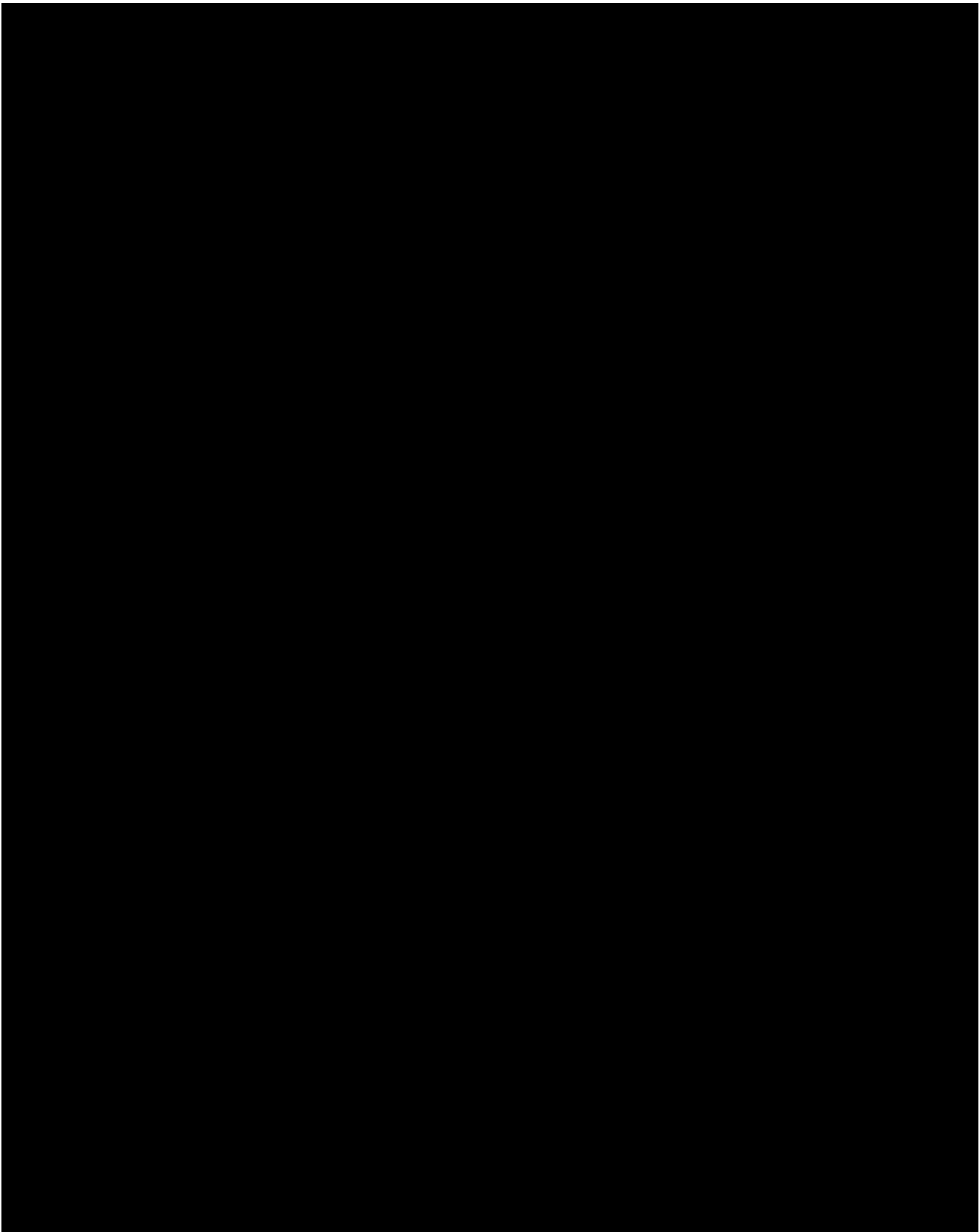


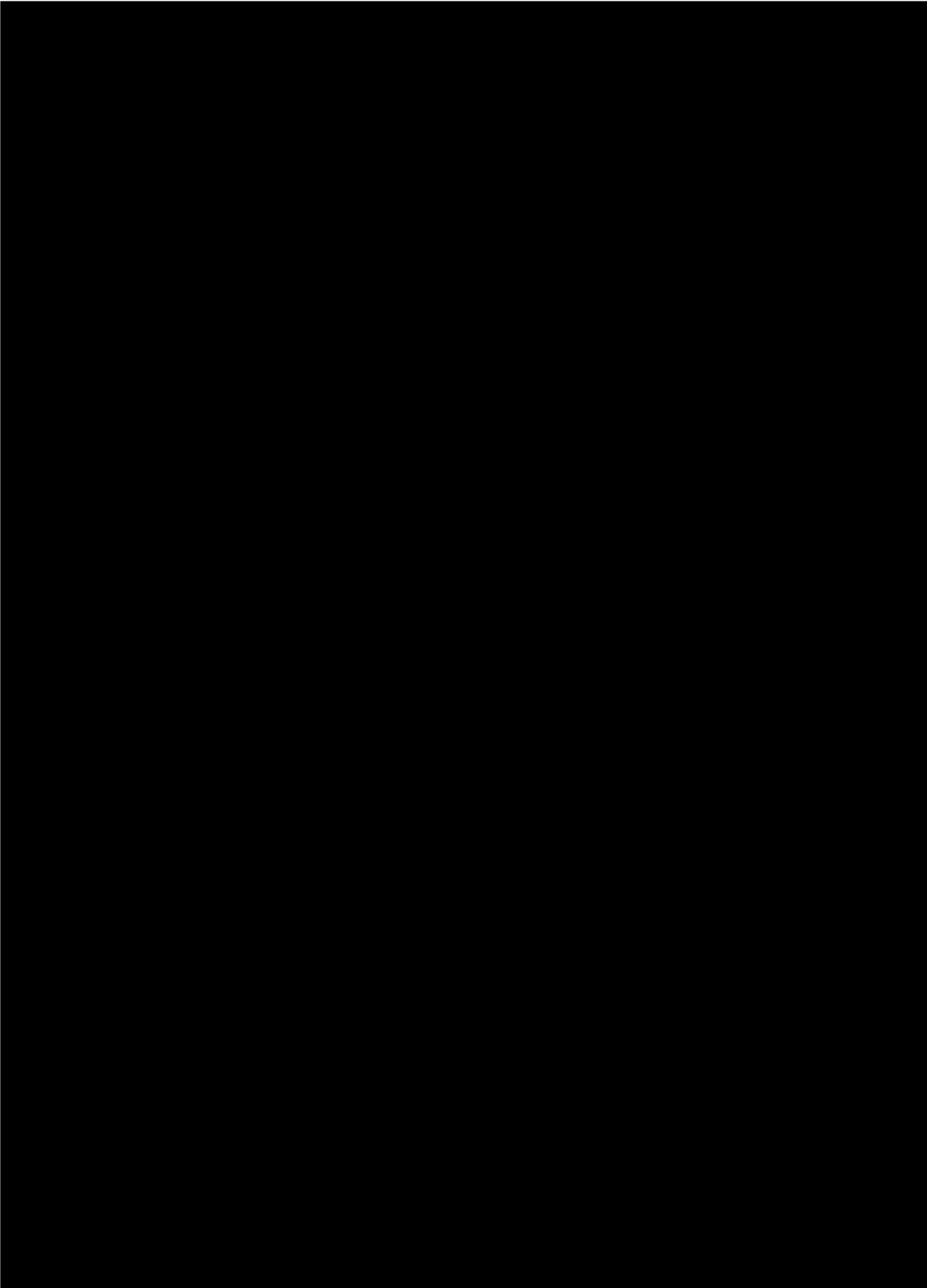


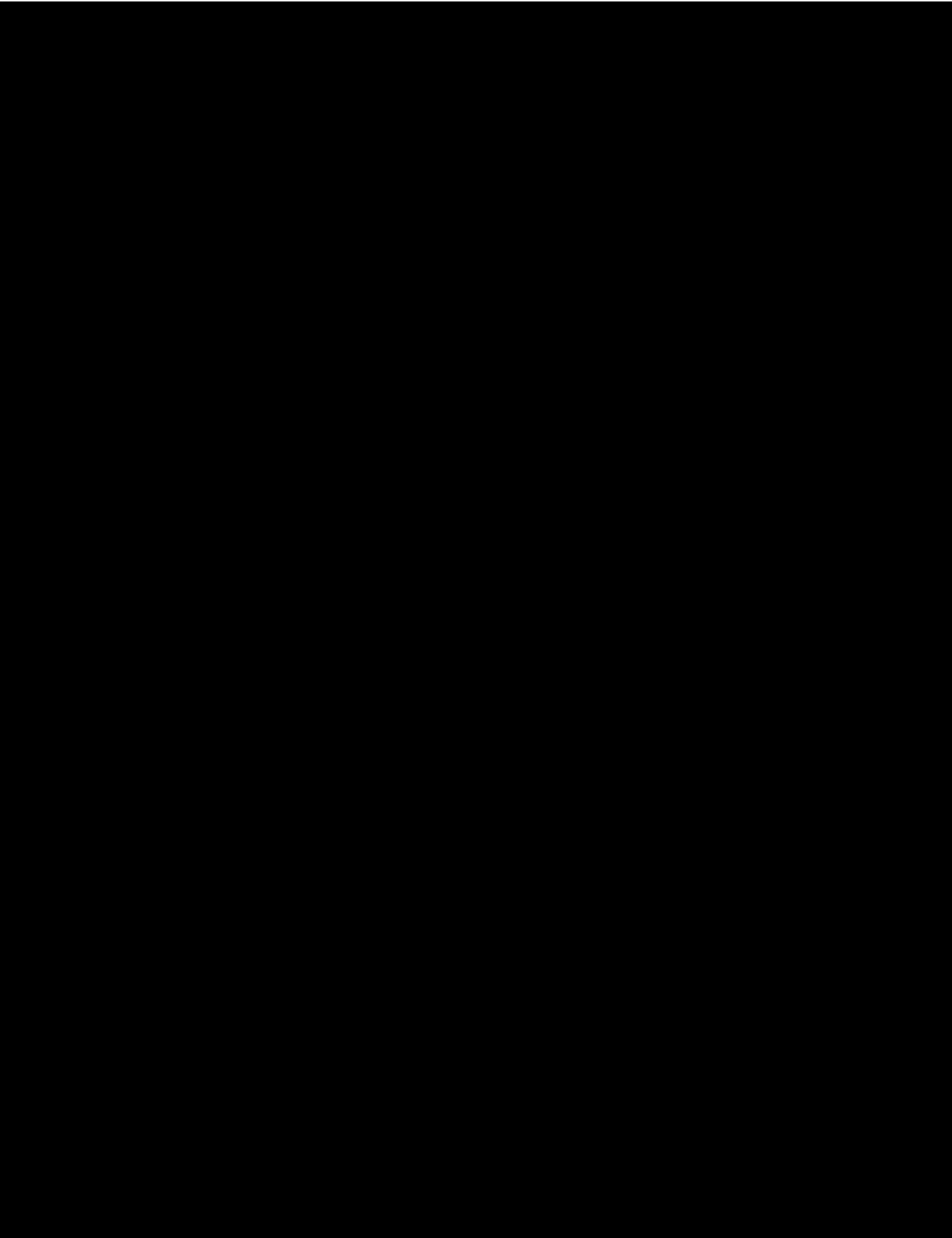


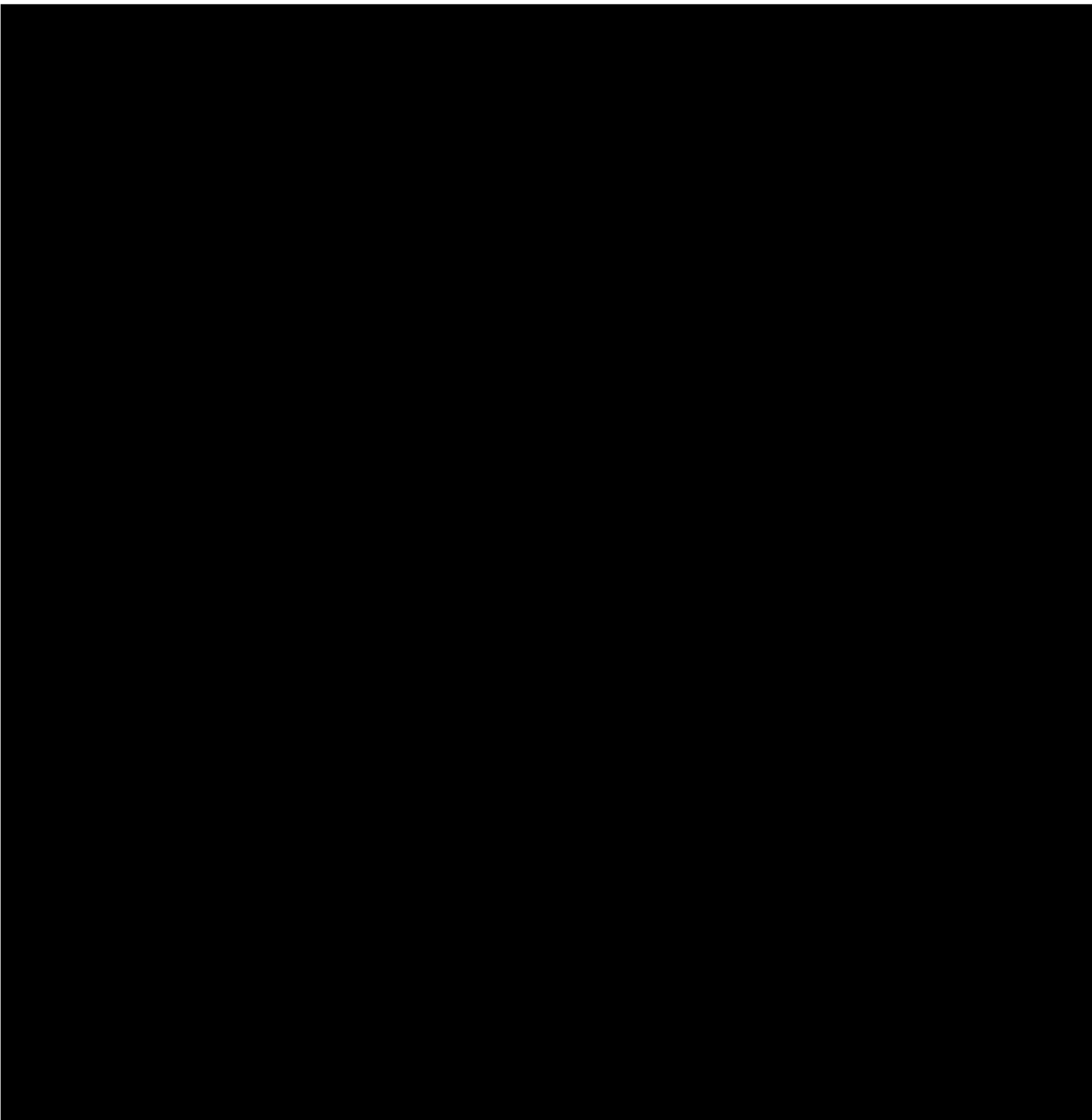


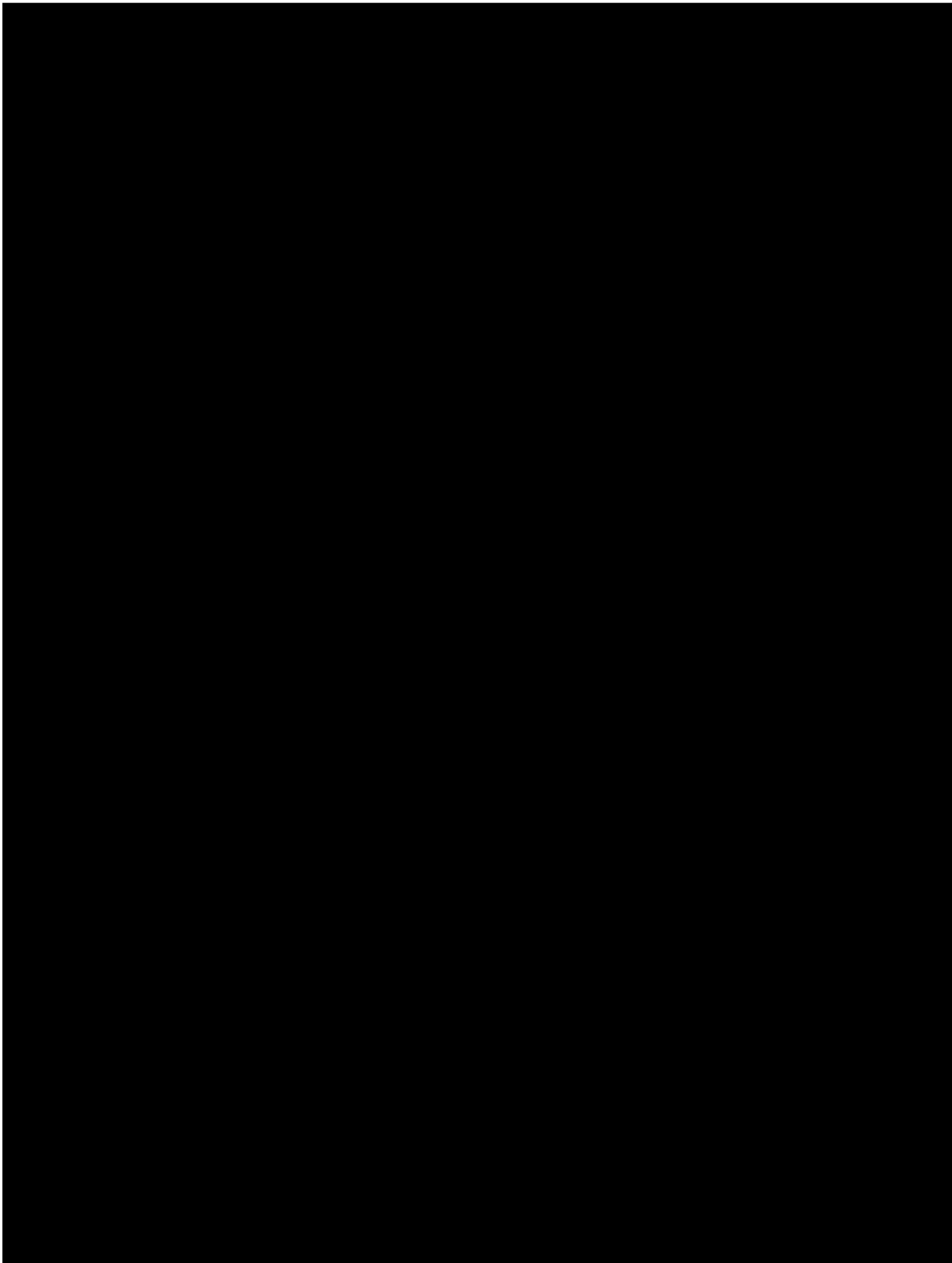


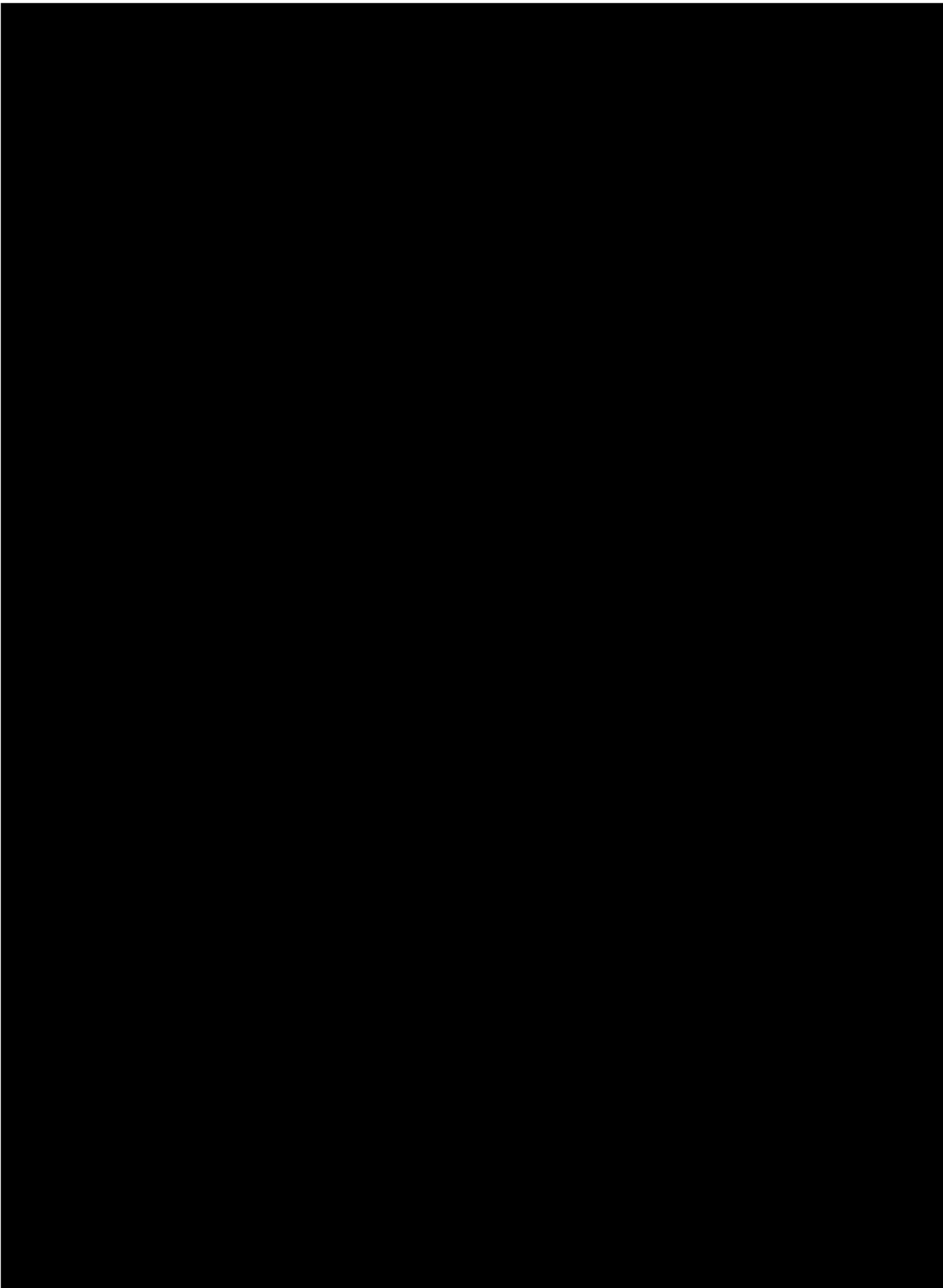


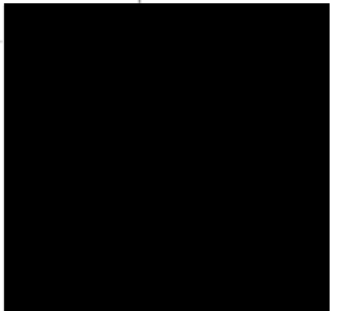












補足説明資料 1-12

エネルギー基本計画の改定の影響

エネルギー基本計画の改定により、再処理やプルサーマル等の推進に関する記述について下表に示すとおりの変更がなされているが、第6次エネルギー基本計画においても再処理やプルサーマル等の推進に関する基本的な方針に変更はなく、エネルギー基本計画の改定が当社事業に与える影響はない。

第5次エネルギー基本計画（抜粋）	第6次エネルギー基本計画（抜粋）
<p>②核燃料サイクル政策の推進 1) 再処理やプルサーマル等の推進</p> <p>我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。</p> <p>核燃料サイクルについては、六ヶ所再処理工場の竣工遅延などが続いてきた。また、もんじゅについては、廃止措置への移行を決定した。このような現状を真摯に受け止め、事業を安全に進める上で直面する課題を一つ一つ解決することが重要である。その上で、使用済燃料の処理・処分に関する課題を解決し、将来世代のリスクや負担を軽減するためにも、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資する核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進する。</p> <p>具体的には、安全確保を大前提に、プルサーマルの推進、六ヶ所再処理工場の竣工、MOX燃料加工工場の建設、むつ中間貯蔵施設の竣工等を進める。また、平和的利用を大前提に、核不拡散へ貢献し、国際的な理解を得ながら取組を着実に進めるため、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持し、プルトニウム保有量の削減に取り組む。これを実効性あるものとするため、プルトニウムの回収と利用のバランスを十分に考慮しつつ、プルサーマルの一層の推進や、2016年に新たに導入した再処理等拠出金法の枠組みに基づく国の関与等によりプルトニウムの適切な管理と利用を行う。併せて、使用済MOX燃</p>	<p>(b) 核燃料サイクル政策の推進 (7) 再処理やプルサーマル等の推進</p> <p>我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。</p> <p>核燃料サイクルについては、六ヶ所再処理工場の竣工遅延などが続いてきた。また、もんじゅについては、廃止措置への移行を決定した。このような現状を真摯に受け止め、事業を安全に進める上で直面する課題を一つ一つ解決することが重要である。その上で、使用済燃料の処理・処分に関する課題を解決し、将来世代のリスクや負担を軽減するためにも、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資する核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進する。</p> <p>核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場が2020年に原子力規制委員会から規制基準に基づく許可を得たところであり、安全確保を大前提に、関係事業者による支援も含め、これらの施設の竣工と操業に向けた準備を官民一体で進める。</p> <p>また、平和的利用を大前提に、核不拡散へ貢献し、国際的な理解を得ながら取組を着実に進めるため、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持し、プルトニウム保有量の削減に取り組む。これを実効性あるものとするため、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（2018年原子力委員</p>

以上